

# ペルーにおける公共調達・政府間調達の概要 および国家品質機構について

(2023年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

リマ事務所

ビジネス展開支援課

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）リマ事務所が現地法律事務所 Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados に作成委託し、2022年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはそのほかの原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Aniya, Aróstegui, Handa, La Puente & Asociados が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・リマ事務所  
E-mail：info\_lima@jetro.go.jp

**JETRO**

# 目次

第1章ペルーにおける公共調達	1
1. 一般公共調達の体系	1
2. 公共調達の手続き	2
3. 一般競争入札および企画競争入札	6
4. 簡易入札	11
5. 個人コンサルタントの選定	13
6. 見積選考	16
7. 電子競売	18
8. 随意契約	19
9. 国家納入業者登録簿（RNP）	30
10. ペルー国内に法的責任者または代理人を有す非居住外国法人を対象とした、 物品および役務に関する納入業者の登録	30
11. 外国法人を対象とした、施工業者および工事に係るコンサルティング業者の 登録	31
12. 国家電子調達システム	33
13. 違反と行政処分	33
第2章 政府間の調達	35
1. 目的	35
2. 内国規範への従属	35
3. 経緯	35
4. 名称	36
5. 根拠法	36
6. 特徴	37
7. 国家間調達の要素	37
8. 契約当事者	38
9. 正式な手続き	38
10. 事例	39

第3章 国家品質機構.....	42
1. 国家品質機構 (INACAL: Instituto Nacional de Calidad) とは? .....	42
2. 国家品質機構を支える四つの柱.....	42
3. 技術標準とその用途 .....	43
4. 技術標準ができるまで.....	44
5. 認定を受ける機関およびサービス .....	45
6. 認定の利点.....	46
7. 認定 (アクレディテーション) のプロセス .....	47

## 第1章ペルーにおける公共調達

### 1. 一般公共調達の体系

#### (1) 概論

ペルーにおける公共調達を統制する規準の目的は、調達が適宜かつ最適な価格と品質の下で履行され、公共サービスの遂行を可能とし、市民の生活環境に好影響をもたらすよう、物品、役務、工事の調達において、投下された公的資源の価値を最大化し、かつ成果主義によるアプローチ手法を促進するための規定を確立することである。

以下は当該規準の範疇に含まれる。

- a) 各省およびそれらが管轄する公的機関、プログラムならびにプロジェクト
- b) 立法府、司法当局、および憲法上の自治組織
- c) 地方政府およびそれらが管轄するプログラムならびにプロジェクト
- d) 地方自治体およびそれらが管轄するプログラムならびにプロジェクト
- e) 国公立大学
- f) 国営企業

#### (2) 法的枠組み

- 大統領令第 082-2019-EF により承認された法令第 30225（国家調達法）の運用細則
- 大統領令第 344-2018-EF により承認された法令第 30225（国家調達法）の規定

#### (3) 国家調達監督機関 OSCE

国家調達監督機関（OSCE）は、経済財政省の専門技術機関であり、技術的、機能的、行政的、経済的、財政的な自律性を有す。

##### [OSCEの機能]

- 効率的な調達、公的資金の価値最大化、成果主義手法の監督および促進
- 調達プロセスの監理に関する活動の実施
- 監理に関する活動過程において、国家による選考手続きの継続を阻止するため抑止的な行動を取る必要性が認められた場合、その手続きを一時的に中止すること
- 国家に対する経済的損害、または犯罪の実行、もしくは現行の法的枠組みに基づく行政の機能的責任による重大または極めて重大な違反を犯す妥当な兆候が認められる場合、当該機能の行使において見出された違反行為を共和国会計検査院（Contraloría General de la República）に報告すること
- 管轄事項に関する通達および指針の発行
- 管轄の事案を行政上の最終手段で解決すること
- 国家納入業者登録簿（RNP）の管理および運営

- 国家電子調達システム（SEACE）の開発、管理、運用

## 2. 公共調達の手続き

調達プロセスはどのように進められるのか？

三段階で実施される



1

準備手続きでは何が行われるのか？

公的機関



2

選考手続きの種類は？



3

<sup>1</sup> 出所：公共調達のABC-国家調達監督機関（OSCE）

<sup>2</sup> 出所：公共調達のABC-国家調達監督機関（OSCE）

<sup>3</sup> 出所：公共調達のABC-国家調達監督機関（OSCE）

#### (1) 年次調達計画の策定

各公的機関は、予算の作成および編成に関する期間を考慮の上、それぞれの目的や活動の遂行に必要な物品、役務、工事の要請についての立案を行う。当該年次調達計画は、国家電子調達システム（SEACE）および、各公的機関のポータルサイトで公告される。

#### (2) 要請

調達にわる公的機関の各部門は、調達すべき物品、役務または工事を要請し、その調達の公共の目的の正当化に加え、それぞれの技術仕様書、業務指示書または技術データシートの作成、また資格に関する要件の公式化についても責任を負う。技術仕様書、業務指示書または技術データシートは、その調達に関わる公的機関の各部門により客観的かつ明確に作成されなければならない。

#### (3) 参考価格と予定価格

公的機関は、物品および役務の調達に関する参考価格（工事の実施および工事に係るコンサルティング業務の場合は予定価格）を定め、選考手続きの種類を決定する。

#### (4) 調達システム

- [一括請負契約]

提供する数量、規模および品質が技術仕様書や業務指示書（工事の場合はそれぞれの施工計画書、技術仕様書、図面および工事予算）において規定されている場合に適用される。確定された合計金額および一定の実施期間を提示して応札することが入札者の要件となる。

- [単価契約]

物品、一般役務、コンサルティング業務、工事の調達において、必要とされる数量や規模が正確または明確に把握できない場合に適用される。

- [混成契約]

一括請負契約、料金契約および（または）単価契約の混成スキームによる契約。一般役務、工事、工事に係るコンサルティング業務の調達に適用される。

- [料金契約（タリフ制）]

一般コンサルティング業務および工事に係るコンサルティング業務の調達で、役務の提供期間が正確に把握できない場合に適用される。入札者はこの場合、仕様書に含まれるサービスの履行に必要な推定期間または参考期間に基づく料金を提示して応札し、実際の進捗状況との比較による査定を受ける。支払いはその料金に基づいて行われる。当該料金は、直接費、社会保険料、租税公課、間接費、利潤を含む。

- [料率契約]

集金業務、回収業務またはこれらに類する役務の契約に適用される。当該料率には、契約者への対価を構成するすべての項目が含まれる。

- [固定報酬+成果報酬契約]

役務の契約に適用される。入札者はこの場合、固定の金額に加え、望まれる成果が得られた際に支払われるインセンティブとしての追加金額を考慮に入れ応札する。固定報酬および成果報酬は、百分率で計算される。

調達には次のいずれかの方式による。

- [ターンキー方式]

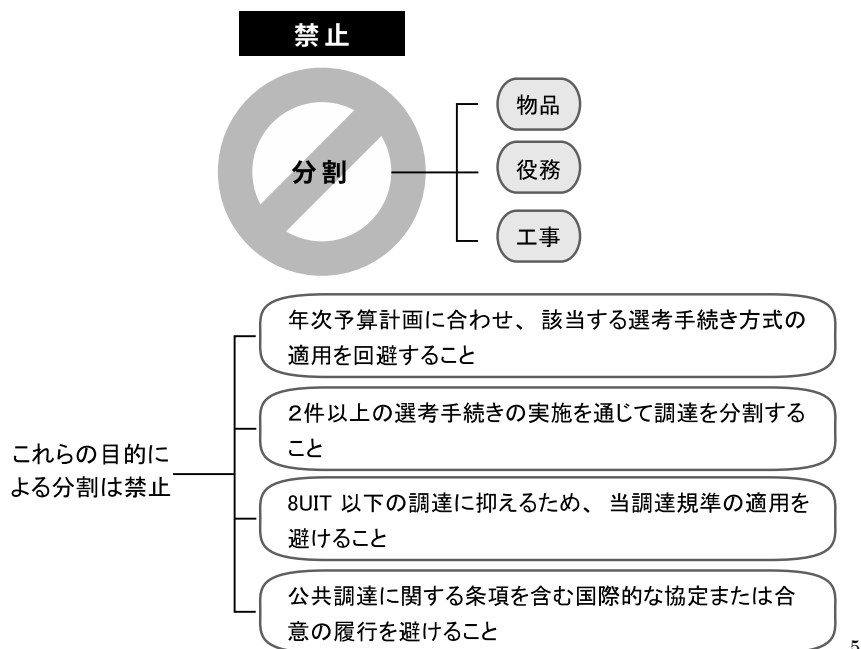
物品および工事の調達に適用される。物品の場合、入札者は物品の供与に加え、その設置および試験運用を行う。工事では、建設、機材供給および据付（試運転含む）に加え、場合によっては技術データシートの作成および/または当該工事の補助的作業を供与する。

- [競争入札方式]

技術データシートの作成および工事の実施について応札する場合。

### (5) 分割の禁止

年次予算計画に合わせ該当する選考手続き方式の適用を回避すること、2 件以上の選考手続きの実施を通じて調達を分割すること、8UIT<sup>4</sup> 以下の調達に抑えるため当規準およびその規定の適用を避けること、および（または）公共調達に関する条項を含む国際的な協定または合意から逃れることを目的とした、物品、役務または工事の調達の分割は禁止されている。



<sup>4</sup> 2023 年度の課税単位 (UIT) は 4,950 ソル

<sup>5</sup> 出所：公共調達: 経済財政省国際経済・競争性・生産性総局



(6) 選考手続き

物品、一般役務、コンサルティング業務または工事の調達にあたり、公的機関は以下の選考手続きを用いる。

- a) 一般競争入札
- b) 企画競争入札
- c) 簡易入札
- d) 電子競売
- e) 個人コンサルタント選考
- f) 見積選考
- g) 随意契約

(7) 文書および関係書類の言語

関心表明書、入札書、見積書の添付書類はスペイン語で提出する。これらの文書がスペイン語以外による場合は、公式宣誓翻訳者または学卒認定翻訳者によるそれぞれの翻訳を適宜提出する。ただし、パンフレットや説明書、カタログまたはこれらに類するものに含まれる補足的な技術情報については、それら本来の言語で提出することができる。入札者は、当該文書の正確性および真実性につきその責任を負う。

(8) 入札の公募

選考手続きのための公募は、SEACE（国家電子調達システム）上の告示にて行い、次の情報を含むものとする。

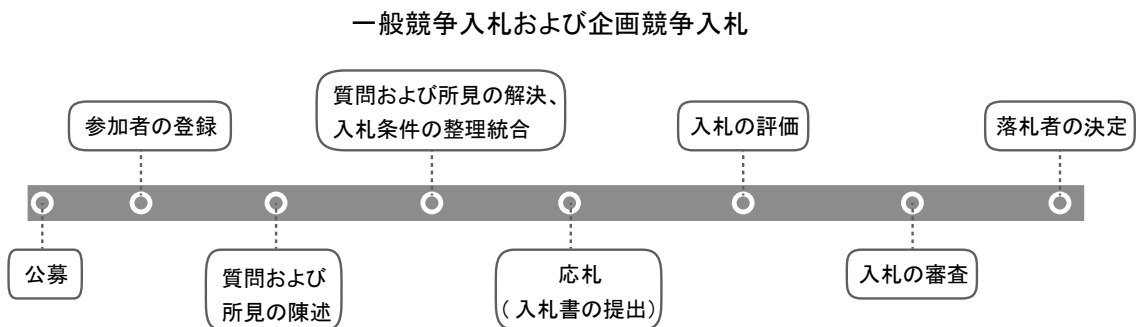
- a) 公募を行う公的機関の識別情報、住所、税籍登録番号
- b) 選考手続きの方式
- c) 選考手続きの目的に関する基本説明
- d) 参考価格
- e) 選考手続きに関する文書の作成費用
- f) 選考手続きのスケジュール
- g) 履行期限
- h) 当該選考手続きが対象となる国際規準体系の告知

(9) 参加者の登録

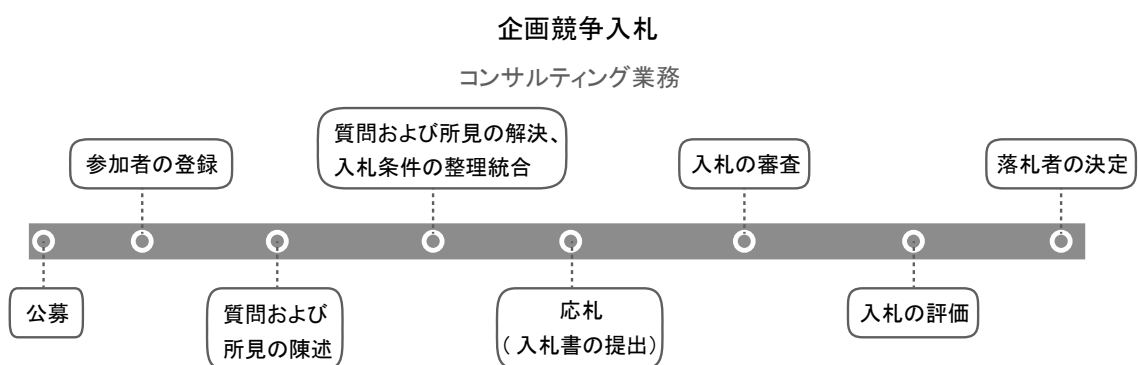
選考手続きへの参加を希望するすべての納入業者は、その調達の目的に則った国家納入業者登録簿（RNP）への有効な登録を条件に、参加者として登録される。

参加者の登録は、国家電子調達システム（SEACE）を通じ、電子的かつ無償で行われるものとする。

### 3. 一般競争入札および企画競争入札



6



7

物品と工事の調達には一般競争入札が、役務の調達には企画競争入札が用いられる。いずれの場合も、その予定価格および参考価格が、公共部門年次予算に関する法令で定める範囲内の調達に対して適用される。

公的機関は、物品および工事の調達にあたり一般競争入札を用いる。一般競争入札は、以下のような段階を経て行われる。

- a) 公募
- b) 参加者の登録
- c) 質問および所見の陳述
- d) 質問および所見の解決、入札条件の整理統合
- e) 応札（入札書の提出）
- f) 入札の評価
- g) 入札の審査
- h) 落札者の決定

<sup>6</sup> 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）

<sup>7</sup> 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）

入札書の提出は、その公募において定められた期間内にSEACEを通じて電子的な方法で行われる。入札の評価とは、最も評点の高い入札および、複数の入札における優先順位を決定するため、当該入札に対し評価に関する要素を適用することである。

評価終了後、優先順位に従い1位と2位を獲得した入札者を選考委員会が審査し、入札条件に定める資格要件を満たしていることを確認する。

選考委員会は、落札者の決定に先立ち、資格要件を満たすファイナンシャル・プロポーザルについて、入札拒否条項に基づく検証を行う。落札者を決定して一般競争入札を終了するケースを次ページに例示する。

**ACTA DE ADMISION, EVALUACIÓN, CALIFICACION DE OFERTAS Y  
OTORGAMIENTO DE LA BUENA PRO**

**LICITACIÓN PÚBLICA N°12.2020.CORPAC S.A.  
PRIMERA CONVOCATORIA  
ADQUISICIÓN DE CASSETAS DE VIGILANCIA Y SEGURIDAD**

Siendo el día 09 de Febrero de 2021, se reunieron vía remota virtual, los señores miembros del Comité de Selección, designados mediante Resolución de Gerencia de Logística N°GCAF-GL-016-2020-CORPAC S.A., encargado de llevar a cabo el Procedimiento de Selección mediante LICITACIÓN PÚBLICA N°12.2020.CORPAC S.A., para la ADQUISICIÓN DE CASSETAS DE VIGILANCIA Y SEGURIDAD, se procede a las siguiente acciones:

Se verificó lo registrado en el sistema de la plataforma del SEACE, a fin de registrar en actas los postores siguientes:

Nro.	Nombre o Razón Social
1	SERVIMAN PERU S.R.L.
2	L.G.S MONTACARGAS PERU S.A.C.
3	COMERCIALIZADORA A Y V SOCIEDAD COMERCIAL DE RESPONSABILIDAD LIMITADA- CAYV S.R.L.

**ADMISIÓN DE OFERTAS**

Teniendo a la vista las ofertas presentadas por los postores, se procedió a verificar la documentación que presentaron sus ofertas en relación a la documentación requerida en la etapa de admisión de ofertas establecido en el numeral 2.2.1.1. Documentos para la admisión de la oferta del Capítulo II de las Bases Integradas, según lo que se indica en el CUADRO N°01 ADMISION DE OFERTAS, el mismo que forma parte de la presente acta. Se obtiene lo siguiente:

Nro.	Nombre o Razón Social	ESTADO DE LA OFERTA
1	SERVIMAN PERU S.R.L.	ADMITIDA
2	L.G.S MONTACARGAS PERU S.A.C.	NO ADMITIDA
3	COMERCIALIZADORA A Y V SOCIEDAD COMERCIAL DE RESPONSABILIDAD LIMITADA- CAYV S.R.L.	ADMITIDA

**EVALUACIÓN**

Luego se procede a la evaluación de las ofertas admitidas se detalla en el cuadro de Evaluación de Ofertas, según CUADRO N°02: EVALUACION DE OFERTAS, que forma parte de la presente Acta.

Nro.	Nombre o Razón Social	PUNTAJE	ORDEN DE PRELACION
1	SERVIMAN PERU S.R.L.	100.00 puntos	1°
2	COMERCIALIZADORA A Y V SOCIEDAD COMERCIAL DE RESPONSABILIDAD LIMITADA	91.49 puntos	2°

**CALIFICACIÓN DE OFERTAS**

Se deja constancia que luego de culminada la evaluación de ofertas se procede a la calificación en función a los requisitos de calificación especificados en las bases integradas, obteniéndose el siguiente resultado de acuerdo al CUADRO N°03: CALIFICACIÓN DE OFERTAS, adjunto al presente:

ORDEN DE PRELACION	Nombre o Razón Social	REQUISITOS DE CALIFICACION	CONDICION DE LA OFERTA
1	SERVIMAN PERU S.R.L.	CUMPLE	CALIFICADA
2	COMERCIALIZADORA A Y V SOCIEDAD COMERCIAL DE RESPONSABILIDAD LIMITADA	NO CUMPLE	DESCALIFICADA

**OTORGAMIENTO DE LA BUENA PRO**

Los integrantes del comité de selección por unanimidad dan por aprobados los resultados de la evaluación de las ofertas y calificación, de acuerdo con el análisis efectuado y a los cuadros que se adjuntan al presente Acta.

Por tal motivo el comité de selección acuerda por unanimidad OTORGAR LA BUENA PRO, al postor SERVIMAN PERU S.R.L. por el monto ascendente a S/ 729,990.00.

En señal de conformidad firman los miembros del Comité de Selección firman la presente acta el mismo día.

Jorge del Rosario Hinostroza

Miembro Titular del Comité de Selección

Martha Katherine Oré Valdivia

Miembro Titular del Comité de Selección

Manuel Alexander Garcia Garcia

Presidente Titular del Comité de Selección

<sup>8</sup> 出所：国家契約監督機関（OSCE）・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより

## (1) 企画競争入札の利用条件

公的機関は、通常の役務、一般コンサルティング業務、工事に係るコンサルティング業務の調達にあたり企画競争入札を用いる。一般コンサルティング業務および工事に係るコンサルティング業務を調達するための企画競争入札は、以下のような段階で行われる。

- a) 公募
- b) 参加者の登録
- c) 質問及び所見の陳述
- d) 質問および所見の解決、入札条件の整理統合
- e) 応札（入札書の提出）
- f) 入札の審査
- g) 入札の評価
- h) 落札者の決定

入札書の提出は、公募において定められた期間内に国家電子調達システム（SEACE）を通じて電磁的な方法で行われる。選考委員会は、テクニカルプロポーザルが入札条件に定める資格要件を満たしているかどうかを判断する。

技術評価に関する基準は以下のとおり。

- a) 入札条件に定める評価要素に従い、選考委員会が入札の評価を行う。
- b) ファイナンシャル・プロポーザルの一部を構成する類の情報を含むテクニカルプロポーザルは失格とされる。
- c) 入札条件に定める最低評価点数に満たないテクニカルプロポーザルは失格とされる。

## (2) 落札者の決定

- 選考委員会は、落札者の決定に先立ち、入札拒否条項に基づき、ファイナンシャル・プロポーザルの検証を行う。
- 1位の入札者が確定すると、選考委員会は、国家電子調達システム（SEACE）上への公告をもって落札者を決定する。
- 落札者を決定して企画競争入札を終了するケースを次ページに例示する。



"DECENIO DE LA IGUALDAD DE OPORTUNIDADES PARA MUJERES Y HOMBRES"  
"AÑO DEL BICENTENARIO DEL PERU: 200 AÑOS DE INDEPENDENCIA"

**ACTA N° 010-2021-CP06/SERVLIMPIEZAPROV/RENIEC**

**OTORGAMIENTO DE BUENA PRO**

**CONCURSO PÚBLICO N° 06-2020-RENIEC  
"SERVICIO DE LIMPIEZA Y MANTENIMIENTO PROVINCIAS"**

En Lima, siendo las 09:00 horas del día 03JUN2021, se reunieron de manera virtual los miembros del Comité de Selección designados mediante RESOLUCION GERENCIAL N° 000001-2021/GAD/RENIEC de fecha 11ENE2021, encargados de conducir el Procedimiento de Selección Concurso Público N° 06-2020-RENIEC "SERVICIO DE LIMPIEZA Y MANTENIMIENTO PROVINCIAS" - Ítem 13: JR Huánuco, a fin de realizar el otorgamiento de la buena pro.

Luego de la etapa de evaluación y calificación, este colegiado acordó por unanimidad otorgar la Buena Pro de acuerdo al siguiente detalle:

• **ITEM N° 13 – SERVICIO DE LIMPIEZA Y MANTENIMIENTO - JR HUANUCO**

PROVEEDOR	RUC	MONTO OFERTADO
P&KA S.A.C.- SERMANSA S.A.C.	20605044019	S/ 944,402.16

Siendo las 11:00 horas del mismo día consignado en la parte introductoria, se da por concluida la reunión, firmándose el presente en señal de conformidad.

ALAN WALDO COAQUIRA SUCASAIRE  
Miembro Titular

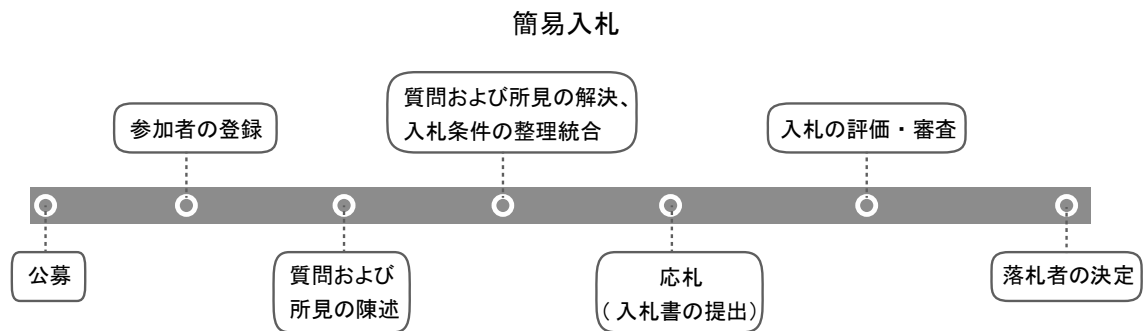
RICKY DAKIN SALAZAR ALBRONZ  
Miembro Titular

MARIA LUISA APONTE MOGOLLON  
Miembro Titular

9

<sup>9</sup> 出所：国家契約監督機関（OSCE）・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより

## 4. 簡易入札



簡易入札は、個人コンサルタントにより提供される役務を除き、物品および役務の調達ならびに、予定価格または参考価格が公共部門予算法で定められた範囲内にある工事の実施に用いられる。

物品、役務、一般コンサルティング業務、工事に係るコンサルティング業務、工事の実施を調達する簡易入札は、以下のような段階で行われる。

- a) 公募
- b) 参加者の登録
- c) 質問および所見の陳述
- d) 質問および所見の解決、入札条件の整理統合
- e) 応札（入札書の提出）
- f) 評価および審査
- g) 落札者の決定

入札書の提出は、公募で定められた期間内に国家電子調達システム（SEACE）を通じ電磁的な方法で行われる。

落札者を決定して簡易入札を終了するケースを次ページに例示する。

<sup>10</sup> 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）

**ACTA N° 002-2021-CS AS N° 006-2020-MTC/24**

**OTORGAMIENTO DE LA BUENA PRO DE LA AS N° 006-2020-MTC/24 – PRIMERA CONVOCATORIA**

**CONTRATACIÓN DE LA “ADQUISICIÓN DE SWITCHES DE REDES PARA EL PROGRAMA NACIONAL DE TELECOMUNICACIONES – PRONATEL”**

En la ciudad de Lima, siendo las 14:00 horas del día 30 de marzo de 2021, se reunieron de forma virtual, los miembros del Comité de Selección, designado mediante Formato de Designación del Comité de Selección N° 007-2020-MTC/24 de fecha 18 de diciembre de 2020, encargado de preparar, conducir y desarrollar, hasta su culminación, el procedimiento de selección Adjudicación Simplificada N° 006-2020-MTC/24 Procedimiento Electrónico – Primera Convocatoria, referido a la contratación de la “Adquisición de Switches de redes para el Programa Nacional de Telecomunicaciones – PRONATEL”, a fin de realizar el otorgamiento de la buena pro.

El quórum necesario que exige la normativa de contratación pública se logró con la presencia de los siguientes miembros:

- **Presidente Titular** : Jonathan John Sánchez Pozo.
- **Primer Miembro Titular** : Jorge Antonio Guerrero Quispe.
- **Segundo Miembro Titular** : Dino Roel Suazo Isla.

- **OTORGAR LA BUENA PRO** del procedimiento de selección Adjudicación Simplificada N° 006-2020-MTC/24, referido a la contratación de la “Adquisición de Switches de redes para el Programa Nacional de Telecomunicaciones – PRONATEL”, al postor ganador, conforme al siguiente detalle:

ADQUISICIÓN DE SWITCHES DE REDES PARA EL PROGRAMA NACIONAL DE TELECOMUNICACIONES - PRONATEL				
Nro.	Postor	Precio Ofertado (S/)	Puntaje	Resultado
1	THINK NETWORKS PERU SAC	329,000.00	100.00	GANADOR

La oferta ganadora está compuesta por los siguientes rubros:

CONCEPTO	PRECIO TOTAL
Prestación Principal: Adquisición de Switches de redes para PRONATEL	S/ 282,112.85
Prestación Accesorias: Capacitación	S/ 3,162.67
Prestación Accesorias: Mantenimiento Preventivo	S/ 4,062.42
Prestación Accesorias: Soporte Técnico	S/ 37,662.06
<b>TOTAL</b>	<b>S/ 329,000.00</b>

- Actualizar en el SEACE el presupuesto del procedimiento de selección, con la finalidad de registrar las Certificaciones de Crédito Presupuestario N° 750, 751, 752 y 753 correspondientes al ejercicio 2021.
- Registrar y publicar en el SEACE, el otorgamiento de la buena pro de la AS N° 006-2020-MTC/24 a favor del postor ganador THINK NETWORKS PERU SAC (20524531861), con un valor adjudicado de **S/329,000.00** (Trescientos veintinueve mil con 00/100 Soles), a todo costo incluidos los impuestos de Ley.
- Una vez consentido el otorgamiento de la buena pro, se deberá remitir el expediente de contratación a la Coordinación de Abastecimiento de la Oficina de Administración, en su calidad de órgano encargado de las contrataciones del Programa Nacional de Telecomunicaciones - PRONATEL, con la finalidad de que realice los actos destinados a la formalización del contrato, y a la fiscalización posterior.

No existiendo otro tema que tratar, se concluyó la presente reunión, suscribiendo la presente acta, todos los miembros presentes del comité en señal de conformidad.

  
**JORGE ANTONIO GUERRERO QUISPE**  
 Primer Miembro

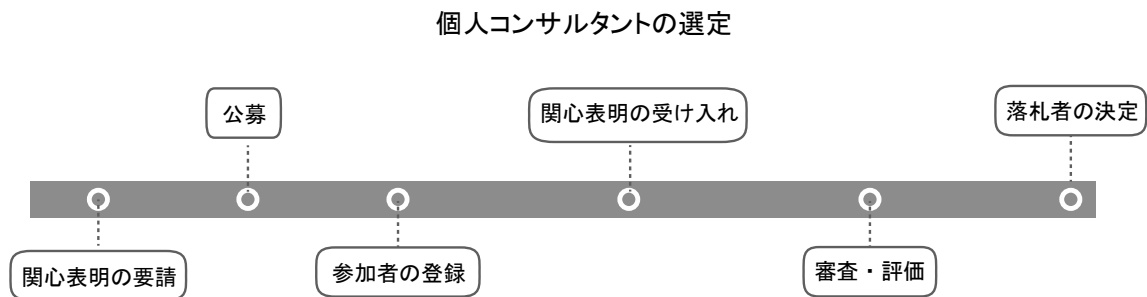
  
**JONATHAN JOHN SÁNCHEZ POZO**  
 Presidente Titular

  
**DINO ROEL SUAZO ISLA**  
 Segundo Miembro

<sup>11</sup> 出所：国家調達監督機関（OSCE）・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより



## 5. 個人コンサルタントの選定



個人コンサルタントの選定は、スタッフチームや専門家の付随的な支援を必要とせず、かつサービスを提供する自然人の経験と資格が当該役務の必要性に応える基本要件となる場合、その予定価格が公共部門予算法で定められた範囲内にあることを条件として、コンサルティング業務の調達に用いられる。

個人コンサルタントの選定は以下のような段階で行われる。

- a) 公募
- b) 参加者の登録
- c) 関心表明の受け入れ
- d) 審査および評価
- e) 落札者の決定

選考委員会は国家電子調達システム（SEACE）を通じて公募を行い、一定の期限を設け関心表明の提出を募る。当該公募の内容には、個人コンサルタントに関する概要のほか、サービスに必要な付託条項が含まれる。

<sup>12</sup> 出所：公共調達の ABC - 国家調達監督機関（OSCE）

**SELECCIÓN DE CONSULTORES INDIVIDUALES N° 001-2022-MGP/DIRCONCE  
(PRIMERA CONVOCATORIA)**

**"SERVICIO DE CONSULTORÍA ESPECIALIZADA PARA ASESORAMIENTO JURÍDICO EN GESTIÓN DE PREDIOS  
E INMUEBLES DEL SECTOR DEFENSA"**

**ACTA DE ADMISIÓN, CALIFICACIÓN, EVALUACIÓN DE OFERTAS Y BUENA PRO**

En la Provincia Constitucional del Callao, siendo las 12:00 horas del 28 de marzo del 2022, se lleva a cabo el acto de admisión, calificación, evaluación de ofertas y Buena pro de la Selección de Consultores Individuales N° 001-2021 MGP/DIRCONCE "SERVICIO DE CONSULTORÍA ESPECIALIZADA PARA ASESORAMIENTO JURÍDICO EN GESTIÓN DE PREDIOS E INMUEBLES DEL SECTOR DEFENSA", el cual es conducido por el Comité de Selección nombrados mediante Formato de designación de Comité N° 002-2022-MGP/DIRCONCE de fecha 09 de marzo del 2022.

**1. MIEMBROS PRESENTES:**

- Capitán de Navío ADM. Jorge Luis HUISA Cornejo (presidente titular)
- Teniente Primero Cj. Joselin BARBA Chávez (Primer Miembro titular)
- Teniente Segundo ADM. Jhordyn AVELLANEDA Medina (Segundo Miembro titular)

El Comité se declara en sesión permanente, hasta culminar los actos respectivos.

**2. ANTECEDENTES:**

2.1 De acuerdo al cronograma del procedimiento, dentro de la fase de registro de participantes, se registraron las siguientes empresas:

N°	RUC/Código	Nombre o Razón Social
1	10459286298	BALLON QUIROZ MARIA GRACIA

**3. PRESENTACIÓN Y APERTURA DE OFERTAS:**

En el momento de la recepción de expresiones de Interés (Electrónica) a través del SEACE, llevada a cabo el 21 de marzo del 2022, los siguientes proveedores han presentado oferta:

- BALLON QUIROZ MARIA GRACIA

**CUADRO DE ADMISION DE OFERTAS**

DOCUMENTACION REQUERIDA		BALLON QUIROZ MARIA GRACIA	
REQUISITOS SOLICITADOS EN LA SOLICITUD DE EXPRESIÓN DE INTERÉS		N° Folio	CUMPLE/ NO CUMPLE
DOCUMENTACION DE Acreditacion OBLIGATORIA	a) Formato de hoja de vida. (Formato N° 3)	2 o 9	CUMPLE
	b) Documento que acredite la representación de quien suscribe la expresión de interés. Copia del documento nacional de identidad o documento análogo del consultor, o de ser el caso, del certificado de vigencia de poder otorgado por persona natural, del apoderado o mandatario, que firma la expresión de interés.	10	CUMPLE
	c) Declaración jurada de acuerdo con el literal b) del artículo 32 del Reglamento. (Anexo N° 1)	11	CUMPLE
	d) Declaración jurada de cumplimiento de los términos de referencia y perfil del consultor contenidos en el Capítulo III de la presente sección. (Anexo N° 2)	12	CUMPLE
	e) Documentos que acreditan los "Requisitos de Calificación" que se detallan en el Capítulo IV de la presente sección de la solicitud de expresión de interés.	16 o 20 35	CUMPLE
	f) Documentos que acreditan los "Factores de Evaluación" establecidos en el Capítulo V de la presente sección de la solicitud de expresión de interés, a efectos de obtener el puntaje previsto en dicho Capítulo para cada factor	21 o 24 33	CUMPLE
<b>RESULTADO DE LA ETAPA DE ADMISION DE OFERTAS</b>		<b>ADMITIDO</b>	

En tal sentido, luego de la evaluación, se acuerda declarar **ADMITIDA** las siguientes ofertas:

- BALLON QUIROZ MARIA GRACIA

**4. CALIFICACIÓN DE LAS OFERTAS**

A continuación, el Comité de Selección procede a la calificación de ofertas de conformidad con lo establecido en el Art. 96 del Reglamento de la Ley de Contrataciones:

**CUADRO DE CUMPLIMIENTO DE REQUISITOS DE CALIFICACIÓN**

A.	CALIFICACIONES DEL PERSONAL CLAVE	BALLON QUIROZ MARIA GRACIA
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Experiencia mínima de UN (1) año en trabajos y/o consultorías de gestión de predios o inmuebles estatales del Sector Defensa; será contabilizada desde la obtención del grado de bachiller.  La experiencia del consultor se acreditará con cualquiera de los siguientes documentos: (i) copia simple de contratos y su respectiva conformidad o (ii) constancias o (iii) certificados o (iv) cualquier otra documentación que, de manera fehaciente demuestre la experiencia del consultor.</li> </ul>	CUMPLE Folios 35
<b>B.</b>	<b>CALIFICACIONES</b>	
<b>B.1</b>	<b>FORMACIÓN ACADÉMICA</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Grado de bachiller de la carrera profesional de Derecho, del consultor requerido.  El grado requerido será verificado por el comité de selección en el Registro Nacional de Grados Académicos y Títulos Profesionales en el portal web de la Superintendencia Nacional de Educación Superior Universitaria - SUNEDU a través del siguiente link: <a href="https://enlinea.sunedu.gob.pe/">https://enlinea.sunedu.gob.pe/</a>.  En caso el grado solicitado no se encuentre inscrito en el referido registro, el postor debe presentar la copia del diploma respectivo a fin de acreditar la formación académica requerida.</li> </ul>	CUMPLE Folios 16-20
<b>RESULTADO DE LA ETAPA DE CALIFICACIÓN DE OFERTAS:</b>		<b>CALIFICA</b>

5. **EVALUACION DE LAS OFERTAS**

Acto seguido se procedió a la evaluación de ofertas, conforme a lo establecido en el Art. 96 del Reglamento de la Ley de Contrataciones del Estado.


**CUADRO DE EVALUACIÓN**


FACTORES DE EVALUACIÓN		POSTOR
<b>A.</b>	<b>EXPERIENCIA EN LA ESPECIALIDAD</b>	<b>BALLON QUIROZ MARIA GRACIA</b>
	<p><b>Evaluación:</b> Se evaluará en función al tiempo de experiencia en la especialidad del consultor en trabajos y/o consultorias de gestión de predios o inmuebles estatales del Sector Defensa. Se considerarán como trabajos o prestaciones similares a servicios de formulación de expediente técnicos para efectuar los actos de administración o disposición de bienes (predios o inmuebles) estatales del sector Defensa.</p> <p>De presentarse experiencia ejecutada paralelamente (traspase), para el cómputo del tiempo de dicha experiencia sólo se considerará una vez el período traspasado.</p> <p><b>Acreditación:</b> Mediante la presentación de cualquiera de los siguientes documentos: (i) copia simple de contratos y su respectiva conformidad o (ii) constancias o (iii) certificados o (iv) cualquier otra documentación que, de manera fehaciente demuestre la experiencia del consultor.</p>	<p>Más de 23 meses: 60 puntos</p> <p>Más de 18 hasta 23 meses: 50 puntos</p> <p>Más de 12 hasta 18 meses: 40 puntos</p> <p>60 puntos Acredita una experiencia de 40 meses Folios 35</p>
<b>B.</b>	<b>CALIFICACIONES</b>	
<b>B.1</b>	<b>FORMACIÓN ACADÉMICA</b>	
	<p><b>Evaluación:</b> Se evaluará en función del nivel de formación académica del consultor.</p> <p><b>Acreditación:</b> El título profesional será verificado por el comité de selección en el Registro Nacional de Grados Académicos y Títulos Profesionales en el portal web de la Superintendencia Nacional de Educación Superior Universitaria - SUNEDU a través del siguiente link: <a href="https://enlinea.sunedu.gob.pe/">https://enlinea.sunedu.gob.pe/</a></p> <p>En caso que título profesional no se encuentre inscrito en el referido registro, el postor debe presentar la copia del diploma respectivo a fin de acreditar la formación académica requerida.</p>	<p>Con título profesional de abogado, maestría y colegiado: 15 puntos</p> <p>13 puntos</p> <p>Presenta título profesional de abogado y colegiatura Folios 21 a 24</p> <p>Con título profesional de abogado y colegiado: 13 puntos</p>
<b>B.2</b>	<b>CAPACITACIÓN</b>	
	<p><b>Evaluación:</b> Se evaluará en función del tiempo de capacitación del consultor, en Actos de Gestión de Bienes Muebles e Inmuebles de Propiedad Estatal.</p> <p><b>Acreditación:</b> Se acreditarán con copia simple de constancias, certificados, u otros documentos que, de manera fehaciente demuestre la capacitación.</p>	<p>Más de 70 horas lectivas: 15 puntos</p> <p>Más de 55 hasta 70 horas lectivas: 10 puntos</p> <p>Más de 40 hasta 55 horas lectivas: 5 puntos</p> <p>15 puntos Presenta certificado de capacitación por 80 horas lectivas. Folio 33</p>
<b>C.</b>	<b>ENTREVISTA</b>	
	<p><b>Evaluación:</b> Se evaluará el dominio temático y habilidades a demostrar por el consultor, según los criterios y subcriterios establecidos</p>	<p>Dominio temático 6</p> <p>Habilidades 2</p> <p><b>PUNTAJE OBTENIDO:</b> 96</p>

6. **ACUERDOS**

- El Comité de Selección procede a otorgar la BUENA PRO de la Selección De Consultores Individuales N° 001-2022-MGP/DIRCONCE "SERVICIO DE CONSULTORÍA ESPECIALIZADA PARA ASESORAMIENTO JURÍDICO EN GESTIÓN DE PREDIOS E INMUEBLES DEL SECTOR DEFENSA", por el monto de CINCUENTA MIL CON 00/100 SOLES (S/. 50,000.00) al postor BALLON QUIROZ MARIA GRACIA.

Siendo las 15:30 horas del día 28 marzo 2022 se culmina el acto, firmando los miembros de Comité de Selección en señal de conformidad.

  
Teniente Segundo ADM.  
Jhordyn Tolentino AVELLANEDA Medina  
Primer Miembro Titular

  
Teniente Primero C.I.  
Joselin BARBA Chávez  
Segundo Miembro Titular

  
Capitán de Navío ADM.  
Jorge Luis HUIZA Cornejo  
Presidente del Comité de Selección

<sup>13</sup>出所：国家調達監督機関（OSCE）・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより

## 6. 見積選考

### 見積選考

市場で即時または容易に入手できる一般的な物品および（または）役務であり、当該市場により確立された標準的な供給体系の下で取引され、かつ、発注者である公的機関による特段の仕様または指示に沿って製造、生産、供給または提供されていないことが条件となる。



14

見積選考は、コンサルティング業務とは異なり、入手が容易であるかもしくは市場において標準化されていることを条件として、即時入手可能であり、発注者の仕様または指示に沿って製造または提供されない物品や役務の調達に用いることができる。

見積選考による選定手続きの適用にあたり、公的機関は調達の対象となる物品および（または）一般役務につき次の確認を行う。

- 市場に存在していること
- 公的機関による特段の指示に沿って製造、生産、変更、供給、提供される必要なしに、技術仕様書または業務指示書を充足すること
- 当該調達の正式決定から5日以内に納品または実行されること
- 当該選考手続きが適用されようとする調達の見積金額が15UIT（UIT=課税単位）以下であること

見積選考を完了するケースを次ページに例示する。

---

<sup>14</sup> 出所：公共調達の ABC - 国家調達監督機関（OSCE）

FORMATO N° 22					
ACTA DE OTORGAMIENTO DE LA BUENA PRO					
1	PROCEDIMIENTO DE SELECCION		COMPARACION DE PRECIOS 022-2021-OEC-RHI-1		
2	<b>SOBRE LA INFORMACION GENERAL</b> En Ica, a los Veintitres (23) días del mes de diciembre del año 2021, en la Oficina de Logística del Hospital Regional de Ica, a las 22:00 horas, el Órgano Encargado de las Contrataciones (OEC), encargado de la preparación, conducción y realización del procedimiento de selección de COMPRE-SM-22-2021-OEC-RHI-1, cuyo objeto de convocatoria es la "ADQUISICION DE MAMELUCO DESCARTABLE TALLA XXL", a fin de OTORGAR LA BUENA PRO.				
3	<b>SOBRE EL QUORUM Y LOS MIEMBROS PARTICIPANTES DE LA SESIÓN (DE CORRESPONDER)</b> El quorum necesario que exige la normativa de contratación del Estado se logró con la presencia de los siguientes miembros:				
	OEC	JOSE JAVIER DE LA CRUZ URIBE	Titular	X	Dependencia: LOGISTICA
4	<b>DETALLE DE LOS PARTICIPANTES A QUIENES SE ENVIARON LAS COTIZACIONES</b> Se remitieron las cotizaciones por medio de correo electrónico a los siguientes proveedores:				
	N°	NOMBRE O RAZON SOCIAL DEL PARTICIPANTE	RUC	CORREO ELECTRONICO	
	1	DANIKAR GROUP E.I.R.L.	20604987246	danikargroup.ventas@gmail.com	
	2	REPRESENTACIONES BECERRA S&J S.A.C.	20600159462	becerra.ventas2018@gmail.com	
	3	YOSOCON E.I.R.L.	20601354510	yosocon.eirl@gmail.com	
5	<b>VERIFICACION DE LOS DOCUMENTOS SOLICITADOS</b> Acto seguido se procede a verificar si las cotizaciones presentadas por los postores cumplen con lo previsto en la solicitud de cotización, las cuales se encuentran acompañadas con las declaraciones juradas de no encontrarse impedidos para contratar con el estado:				
	N°	NOMBRE O RAZON SOCIAL DEL PARTICIPANTE	CUMPLE LAS CONDICIONES		
	1	DANIKAR GROUP E.I.R.L.	SI CUMPLE		
	2	REPRESENTACIONES BECERRA S&J S.A.C.	SI CUMPLE		
	3	YOSOCON E.I.R.L.	SI CUMPLE		
6	<b>ORDEN DE PRELACION SEGUN LAS OFERTAS ECONOMICAS</b> Acto seguido se procedió a verificar el monto de las ofertas de los postores que cumplen con las condiciones del procedimiento según orden de prelación, conforme se detalla a continuación:				
	N°	NOMBRE O RAZON SOCIAL DEL PARTICIPANTE	MONTO OFERTADO	ORDEN DE PRELACION	
	1	DANIKAR GROUP E.I.R.L.	65,000.00	1ER LUGAR	
	2	REPRESENTACIONES BECERRA S&J S.A.C.	72,500.00	2DO LUGAR	
	3	YOSOCON E.I.R.L.	76,250.00	3ER LUGAR	
7	<b>OTORGAMIENTO DE LA BUENA PRO</b> De acuerdo con los resultados de la calificación, el postor ganador de la buena pro es:				
	Nombre o razón social del postor ganador				Monto adjudicado
	DANIKAR GROUP E.I.R.L.				S/ 65,000.00
8	<b>BASE LEGAL</b> Artículo 56 del Reglamento de la Ley de Contrataciones del Estado: "Luego de la calificación de las ofertas, el comité de selección debe otorgar la buena pro, mediante su publicación en el SEACE".				
9	<b>ACUERDO ADOPTADO</b> Finalmente, siendo las 22:30 horas del mismo día y año, el Órgano Encargado de las Contrataciones dan por aprobado los resultados de la evaluación, otorgando la BUENA PRO al postor DANIKAR GROUP E.I.R.L., con RUC: 20604987246, por el importe de S/ 65,000.00 (Sesenta y Cinco Mil y 00/100 soles)				
10	<b>NOMBRES Y FIRMAS DE LOS INTEGRANTES DEL COMITÉ DE SELECCIÓN O DEL ÓRGANO ENCARGADO DE LAS CONTRATACIONES</b>				

15

<sup>15</sup> 出所：国家調達監督機関（OSCE）・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより

## 7. 電子競売

電子競売は、データシートが存在し、かつ物品・役務共通リスト（LBSC）に含まれる物品および一般役務の調達に用いられる。落札者を決定し、電子競売を終了するケースを以下に例示する。

**ACTA DE APERTURA DE OFERTAS, LANCES Y DECLARACION DE DESIERTO  
SUBASTA INVERSA ELECTRONICA N° 001-2021-JNE  
PRIMERA CONVOCATORIA  
"ADQUISICION DE COMBUSTIBLE PARA LA FLOTA VEHICULAR DEL JURADO NACIONAL DE  
ELECCIONES"**

En Lima, a los 20 días del mes de enero del año 2022, se reunieron de manera continuada vía remota y presencial los integrantes del comité de selección, designados mediante Resolución N° 314-2021-DCGI/JNE, encargados de la preparación, conducción y realización del procedimiento de selección por SUBASTA INVERSA ELECTRONICA N° 001-2021-JNE, Primera Convocatoria, cuyo objeto de contratación es la ADQUISICION DE COMBUSTIBLE PARA LA FLOTA VEHICULAR DEL JURADO NACIONAL DE ELECCIONES, con la finalidad de aperturar las ofertas, evaluar, calificar y dar el resultado en el presente procedimiento de selección.

El quorum, requerido por la norma se dio con los siguientes miembros del comité de selección:

José M. Choquehuanca Manzanedo	Presidente Titular	U.O. de Logística
Cesar Arturo Lingan Muñoz	Miembro Titular	U.O. de Logística
Jorge Alberto Revilla Mendoza	Miembro Titular	Almacén Central

**PRIMERO:** Con fecha del 04 al 19 de enero del 2022, se realizó la Presentación de Ofertas de forma electrónica en la plataforma del SE@CE del Procedimiento de Selección por SUBASTA INVERSA ELECTRONICA N° 001-2021-JNE, Primera Convocatoria, cuyo objeto de contratación es la ADQUISICION DE COMBUSTIBLE PARA LA FLOTA VEHICULAR DEL JURADO NACIONAL DE ELECCIONES. Registrándose cuatro (04) participantes válidos:

Nro.	Tipo proveedor	RUC/Código	Nombre o Razón Social	Fecha de registro en el procedimiento	Estado
1	Proveedor con RUC	20370508659	GRIFO S.R.P. E.I.R.LTDA.	19/01/2022	Válido
2	Proveedor con RUC	20524279100	SERVOSA COMBUSTIBLES SOCIEDAD ANONIMA CERRADA	13/01/2022	Válido
3	Proveedor con RUC	20534571901	CONSORCIO ORO NEGRO S.A.C.	04/01/2022	Válido

3 registros encontrados, mostrando 3 registros(s) de 1 a 3. Página 1 / 1.

Con fecha 20 de enero del 2022, se apertura las ofertas, encontrándose sólo una (01) oferta válida presentada:

Nro.	RUC/Código	Nombre o Razón Social	Fecha de registro	Hora de registro	Estado de registro	Fecha de presentación	Hora de presentación	Estado de la propuesta	Estado
1	20370508659	GRIFO S.R.P. E.I.R.LTDA.	19/01/2022	19:10:25	20370508659	19/01/2022	19:13:07	Enviado	Válido

1 registros encontrados, mostrando 1 registros(s) de 1 a 1. Página 1 / 1.

**SEGUNDO: RESULTADOS:** De acuerdo al numeral 65.1 del Artículo 65 del Reglamento del TUO de la Ley N° 30225, Ley de Contrataciones del Estado, señala que: "El procedimiento queda desierto cuando no se recibieren ofertas o cuando no exista ninguna oferta válida, salvo en el caso de la Subasta Inversa Electrónica en que se declara desierto cuando no se cuenta con dos (2) ofertas válidas; asimismo, la DIRECTIVA N° 006-2019-OSCE/CD en el cuarto párrafo del numeral 7.5 señala "(...) debe verificar la existencia, como mínimo de dos (2) ofertas válidas de lo contrario se declara desierto el procedimiento de selección."

En ese sentido, al haberse presentado sólo una oferta al procedimiento de selección el comité de selección por UNANIMIDAD en cumplimiento al Reglamento del TUO de la Ley N° 30225, Ley de Contrataciones del Estado y la Directiva N° 006-2019-OSCE/CD declara desierto el procedimiento de selección por SUBASTA INVERSA ELECTRONICA N° 001-2021-JNE cuyo objeto de contratación es la ADQUISICION DE COMBUSTIBLE PARA LA FLOTA VEHICULAR DEL JURADO NACIONAL DE ELECCIONES.

Finalmente, el comité de selección da por concluida la sesión, el mismo 20 de enero del 2022 siendo las 18:10 horas, después de redactarse la presente Acta, la que luego de darse lectura es firmada, en señal de conformidad.

Firma en el documento original  
José M. Choquehuanca Manzanedo  
Presidente del Comité

Firma en el documento original  
Cesar A. Lingan Muñoz  
Miembro de comité

Firma en el documento original  
Jorge Alberto Revilla Mendoza  
Miembro de comité

16

<sup>16</sup> 出所：国家調達監督機関（OSCE）・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより

## 8. 随意契約

公的機関は例外的に、次の場合において特定の納入業者と直接契約を締結することができる。

- a) ほかの公的機関と契約が結ばれている場合。ただし、機会費用の観点においてその必要性を満たすことがより効率的であり、かつ技術的に可能な場合に限る。
- b) 激甚災害、国家の防衛または安全保障に影響を及ぼす状況、それらのいずれかが発生し重大な危機が想定される状態、または公衆衛生上の緊急事態に起因する非常事態。
- c) 公的機関の活動または業務の遂行に影響を及ぼすか、あるいはそれらを妨げると適切に証明された、供給不足の状態。
- d) 国軍、国家警察、国家情報システム（Sistema Nacional de Inteligencia）の構成機関が、機密事項や軍事機密を含むかまたは国内秩序を理由に秘匿性の維持が求められる性質の調達を行う必要がある場合。
- e) その物品や役務が特定の納入業者からのみ入手可能な場合、または特定の納入業者がその物品や役務に関し排他的な権利を有す場合。
- f) 自然人により提供される極めて個人的なサービスが対象の場合。
- g) テレビ、ラジオ、印刷媒体またはそのほかのメディアにより国家に提供される広告サービスが対象の場合。
- h) 工事に係るコンサルティング業務以外で、個人コンサルタントにより過去に履行された業務の継続および（または）更新案件であるコンサルティング業務が対象の場合。ただし、その業者が個人コンサルタントの選定手続きに基づいて選考されていることを条件とする。
- i) 科学的または技術的な性格の研究、実験または開発のための物品や役務であり、その機能の行使にあたり公的機関に対し係る成果が排他的に帰属するものを対象とする場合。
- j) 既存の不動産の取得および不動産の賃借が対象の場合。後者には、その物件の使用を請け負うにあたり賃貸人が行う事前の整備を含めることができる。
- k) 官僚、元官僚、公務員、元公務員、国軍や国家警察の成員または元成員の職務上の行為を擁護するための、法律、会計、財務、あるいはそれらに類する専門のアドバイザーサービスが対象の場合。当要件は、仲裁または法的手続きにおいて公的機関の弁護にあたる法律顧問にも適用される。
- l) 認可団体または特定の国際機関との間で、組織上有益な教育研修サービスの契約を行う場合。

## 随意契約

①  
複数公的機関の相  
互利用による調達



③  
供給不足の状態



⑤  
特殊性のある  
納入業者



②  
非常事態



④  
機密事項、軍事機密、ま  
たは国内秩序を理由とす  
る、秘匿性を伴う調達



⑥  
極めて個人的  
なサービス



17

## 随意契約

⑦  
国家に提供される  
広告サービス



⑧  
工事に係るコンサルティング業務  
以外で、個人コンサルタントによ  
り過去に履行された業務の継続  
および（または）更新案件



⑨  
科学的または技術的な性格の  
研究、実験または開発のため  
の物品または役務の調達



18

## 随意契約

⑩  
不動産の  
取得・賃貸



⑪  
組織上有益な教育  
研修サービスの調達



⑫  
解消された、または無効と宣  
言された契約で、その履行の  
継続に緊急性のある調達



⑬  
法律、会計、財務または  
それらに類するアドバイザー  
による専門的なサービス



19

17 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）

18 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）

19 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）




## (1) 随意契約の手続き

随意契約がいったん承認されると、公的機関は、入札条件に定められた特性と要件を充足する納入業者を1社のみ招聘し、直接契約を行う。この応札にはあらゆる通信手段が利用できる。随意契約による入札のケースを以下に例示する。

ACTA DE ADJUDICACION- CONTRATACION DIRECTA			
1	NUMERO DE ACTA:	CONTRATACION DIRECTA N° 10-2021-ESSALUD/RAICA-1	
<b>SOBRE LA INFORMACION GENERAL</b>			
2	En la ciudad de Ica, siendo las 16:30 HORAS del día 5 de Enero del 2022, en la Oficina de la División de Adquisiciones de la Red Asistencial Ica, el representante del Organismo encargado de Contrataciones que conduce el procedimiento de Selección de Contratación Directa N° CD-10-2021-ESSALUD/RAICA-1, para la "ADQUISICION DE REPUESTOS PARA MAQUINAS DE HEMODIALISIS MARCA B.BRAUN MODELO DIALOG PLUS DEL HOSPITAL IV AHM" DE LA RED ASISTENCIAL ICA", a fin de otorgar la BUENA PRO al presente procedimiento de contratación.		
<b>SOBRE EL ORGANISMO ENCARGADO DE LAS CONTRATACIONES</b>			
la normativa de contrataciones del estado, establece que el organo encargado de las contrataciones tiene a su cargo la Contratación Directa			
3	Responsable del Organismo encargado de las Contrataciones	YOJAYRA CUADRO ROSAS	DEPENDENCIA DIVISION DE ADQUISICIONES DE LA RAICA
<b>DETALLE DE LOS PROVEEDORES INVITADOS</b>			
de acuerdo con el cronograma establecido en las bases, se cursa invitación al siguiente proveedor:			
4	N° ITEM PAQUETE	NOMBRE O RAZON SOCIAL DEL POSTOR	RUC
	1	MJS CORPORATION S.A.C.	20600901258
<b>DETALLE DE LA PROPUESTA PRESENTADA</b>			
De acuerdo con la revisión efectuada, la siguiente oferta se admite en vista que contiene los documentos de carácter obligatorio			
5	N° ITEM PAQUETE	NOMBRE O RAZON SOCIAL DEL POSTOR	PRECIO OFERTADO
	1	MJS CORPORATION S.A.C.	501770.39
<b>ADMISSION- CALIFICACION Y ADJUDICACION DE LA PROPUESTA, EN CONCORDANCIA CON LO ESTABLECIDO EN LAS BASES</b>			
6	ADQUISICION DE REPUESTOS PARA MAQUINAS DE HEMODIALISIS MARCA B.BRAUN MODELO DIALOG PLUS DEL HOSPITAL IV AHM DE LA RED ASISTENCIAL ICA	DOCUMENTO DE PRESENTACION OBLIGATORIA	NOMBRE O RAZON SOCIAL ITEM PAQUETE
		SI CUMPLE	MJS CORPORATION S.A.C. 1
<b>ACUERDO ADOPTADO</b>			
7	Se da por aprobado el resultado de la Admisibilidad, Calificación y Otorgamiento de la Buena Pro de la Contratación directa N° 10-2021-ESSALUD/RAICA-1, para la ADQUISICION DE REPUESTOS PARA MAQUINAS DE HEMODIALISIS MARCA B.BRAUN MODELO DIALOG PLUS DEL HOSPITAL IV AHM DE LA RED ASISTENCIAL ICA.		
<b>NOMBRE Y FIRMA DEL REPRESENTANTE DEL ORGANISMO ENCARGADO DE LAS CONTRATACIONES</b>			
8			

  
CPC YOJAYRA CUADRO ROSAS  
JEFF DE LA DIVISION DE ADQUISICIONES  
OFICINA DE ADMINISTRACION  
RED ASISTENCIAL ICA  
EsSalud

  
Ing. JOSE F. ANCHANTE TIPIANI  
INGENIERO SUPERVISOR  
HOSPITAL "AGUSTO HERNANDEZ MENDOZA"  
RED ASISTENCIAL ICA  
EsSalud



20

## (2) 契約とその履行

落札が承認されているか、または行政的に確定された状態になると、公的機関にも落札者（または複数の落札者）にも契約義務が生じる。

公的機関は、選考手続きの対象に該当する予算の削減を理由とする場合、明示的な規則による場合、またはその必要性の消滅が適切に証明される場合を除き、契約の締結を拒否することはできない。そのほかの理由に基づく契約の拒否については、当該公的機関の長に機能的責任が生じることになる。

落札者の決定にあたり、落札者の責に帰さない物理的または法的な不可能性が生じ、そのことが裁判所によって明示された場合を除き、落札者が契約の締結を拒否すれば罰則の対象となる。

20 出所：国家調達監督機関（OSCE・国家電子調達システム（SEACE）のウェブサイトより

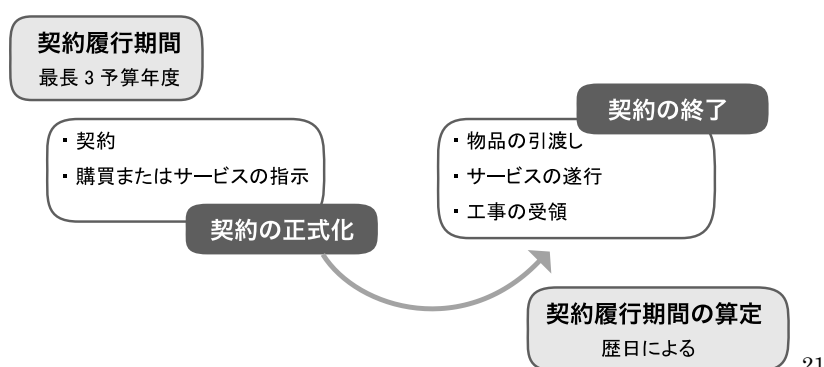
### (3) 契約

契約は、選考手続きに関する文書に含まれる書式に合わせ、書面で締結されなければならない。

工事の契約においては、計画時に行われた分析に基づき、施工中に発生しうる予見可能なリスクを特定し、かつ明記する必要がある。当該分析は技術的な手続きの一部であり、その目的のために発出される指示に従い実施されるものとする。

当規準により支配される契約は次の条項を必ず含み、かつそれらには履行義務が生じる。

- 契約保証条項
- 汚職防止条項
- 紛争解決条項
- 不履行による契約解除条項



### (4) 汚職防止条項

当該条項には少なくとも次の内容が含まれる。

- 請負人が直接または間接的に、もしくは、法人であれば共同出資者、経営機構の成員、代理人、法的責任者、職員、顧問を通じ、その契約に関して、いかなる代償、すなわち、一般に言うところのいかなる違法な利益やインセンティブも、提示、交渉または供与していないとする宣言および確約。
- 契約履行中は常に公正、清廉、正直かつ高潔にふるまい、直接または間接的に、あるいは共同出資者、株主、経営機構の成員、代理人、法的責任者、職員、顧問を通じ、違法行為や汚職行為を犯していないとする請負人の義務。
- 次項に関する請負人の誓約
  - 知り得た一切の違法行為または汚職行為、もしくはそれらの行動につき、直接かつ適切な方法で管轄当局に報告すること。
  - 前述の行為または行動を回避するための適切な技術的、組織的および（または）個人的な措置を講じること。

<sup>21</sup> 出所：公共調達：経済財政省 経済総局

## (5) 契約履行期間

契約の履行期間は、当該契約締結の翌日に、または当該契約において定められた日付から、または当該契約に定める条件が充足された日から、その場合に応じて開始される。

選考手続きに関する文書では、最長3年までの契約期間を定めることができる。ただし、特定の法令による場合、または業務の性質上これを上回る期間が必要とされる場合を除く。

施工監理契約における契約履行期間は、対象となる工事の工期に拘束される。

施工監理契約において、その活動が工事契約の精算を含むと予測される場合は次のようになる。

- 当該施工監理契約は、その精算が仲裁手続きに付される場合に終了する。
- 当該工事の引き渡しが行われる時点までの工事費支払いはタリフ制で実施され、当該精算手続きにおける施工監理業者への配分については一括請負方式で支払われる。

役務の監督に関する契約の場合、その履行期間は当該役務の履行期間に拘束される。

不動産賃貸の場合、その契約期間は最長で3年とし、それと同一の期間またはそれよりも短い期間により、途切れない形で延長することができる。

## (6) 契約の有効性

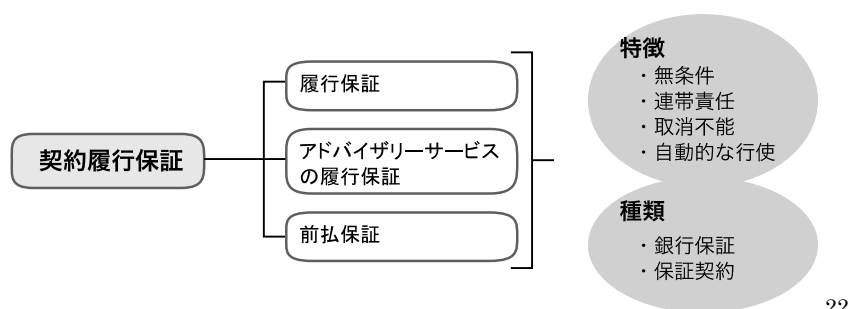
契約は、そのことを含む文書が署名された翌日から、また場合によっては、購買またはサービスに関する発注書を受領した時点から有効となる。

物品や役務の調達における契約の有効期間については次の適用を受ける。

- 請負人の預かるサービスの受領が承認され、かつその支払いが履行されるまでの間。ただし、物品の引き渡しまたはサービスの提供が条件となる場合は、それぞれの承認までの期間とする。
- 支払い以降の実施に当たるサービスが存在する場合には、その請負人が預かる最後のサービスが履行されるまでの期間とする。

工事の実施および、工事に係るコンサルティング業務の場合、その契約は、精算が承認され、かつ対応する支払いが行われるまで有効となる。

## (7) 履行保証



22

落札者および（または）請負人が適宜差し入れなければならない保証とは、契約の忠実な履行ならびに前払金に対する履行保証を指す。この保証は、無条件かつ取消不能、かつ連帯保証が必要な保証であり、かつ対応する公的機関の要請のみによりペルーにおいて自動的に行使されるものでなければならない。

落札者および（または）請負人は、履行保証として、銀行保険民間年金基金監督庁（Superintendencia de Banca, Seguros y AFP）の監督下にある事業体により発行された、銀行保証または保証証券を提出する。

契約締結に不可欠な要件として、落札者は公的機関に対し、当初契約金額の10%と等価の契約履行保証を差し入れる。この履行保証については、物品や一般役務、一般コンサルティング業務の場合は請負人の預かるサービスの受領が承認されるまでの間、また工事の実施および工事に係るコンサルティング業務の場合は最終的な精算が承認されるまでの間、その効力が維持される。

物品の供給または一般役務の提供に関する定期履行契約、公的機関が零細小企業と締結する一般コンサルティング業務、工事の実施および工事に係るコンサルティング業務の契約において、これらの零細小企業は、履行保証として当初契約金額の10%を差し出すことができ、その部分は当該公的機関により留保される。工事の実施に関する契約の場合、この特典は次の場合にのみ適用される。

- ・ 契約締結に至る当初の選考手続きの方式が簡易入札であること
- ・ 工期が暦日60日以上であること
- ・ および、請負人への支払いには、工事の進捗に応じた定期的な進捗評価が少なくとも2回分行われていること

22 出所：公共調達 - 経済財政省 経済総局

## 銀行保証

「保証人と債務者間で締結される、他者の債務の支払の履行を保証する契約で、債権者（発注機関）を受益者として保証人（銀行または金融機関）が発行する信用評価文書により実現され、債務者（申請者）の義務を請け負い、当該債務者による債務不履行の場合は保証人がその義務を引き受けることを保証するもの」

## 保証契約

「(…) 保険会社（保証請負人）が、保険料を徴収することにより、保険の契約者（原債務者または保証人）が法的に、または自発的に負う特定の義務の不履行から被保険者（債権者）を保護する保険契約であり、その保護は対応する保険証券に記載された条項および条件の下で確実に作用する」



23

### (8) 履行保証の行使

履行保証は次のような場合に行使される。

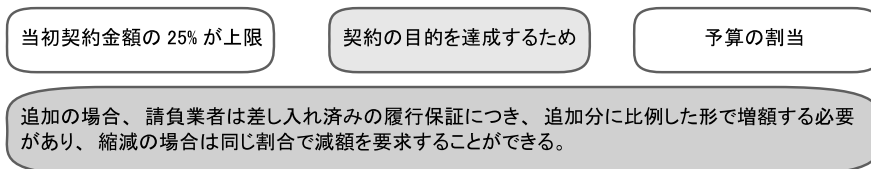
- 請負人がその履行保証契約を期限前に更新しなかった場合。サービスの受領が承諾されるかまたは精算が承認された後で、請負人側に債務が存在しないかまたは貸方残高のある場合に限り、行使された金額は利息を付すことなく請負人に返還される。前払金保証の場合、前払金の未償還部分については返金の対象とならない。
- 請負人の責に帰すべき事由により公的機関が契約を解消する旨の決議が承認された場合、または仲裁判断により契約を解消する決定が適切に発せられた場合に、その履行保証は全額填補される。かかる事例において、その保証額は、実際に発生した損害の定量化とは無関係に、すべて公的機関に帰属する。また、当該履行保証は3営業日が経過した時点で行使される。

<sup>23</sup> 出所：物品と役務に関する契約の履行 - ファン・ウルタード・ファルビオ

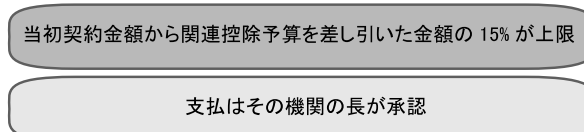
## (9) 契約の変更

### 契約の変更

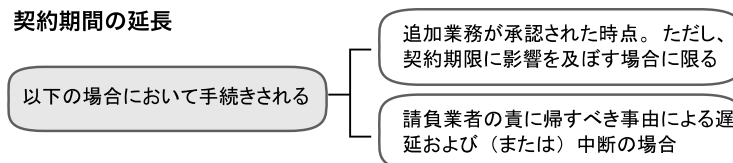
#### 物品、役務、コンサルティング業務における追加および縮減



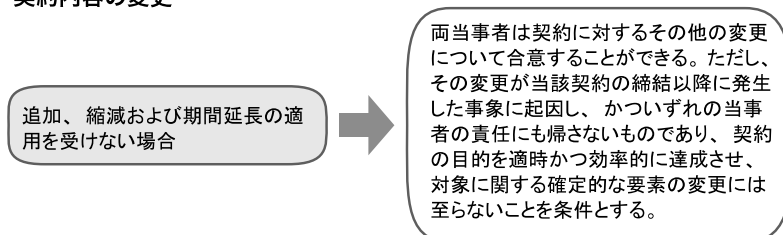
#### 工事の追加と縮減



#### 契約期間の延長



#### 契約内容の変更



24

前述の変更により、その契約における経済的・財政的均衡に影響を及ぼしてはならない。そうでない場合は、公平性の原則に則り、当該均衡を回復するため、利益を得る側の当事者は、不利益を被る側の当事者に対して経済的な補償をしなければならない。

契約は次のような場合に変更することができる。

- 追加サービスの実施
- サービスの縮減
- 契約期間延長の承認

物品、役務、コンサルティング業務の場合は、その契約の目的を達成するために必要不可欠であることを条件に、当初契約金額の25%を上限として、例外的に、追加サービスの実施を公的機関が直接発注し、かつ支払うことができる。同様に、物品、役務または工事については、当初契約金額の25%まで減額することができる。

<sup>24</sup> 出所：公共調達 - 経済財政省 経済総局

工事の場合、その追加サービスは、当初契約金額から関連控除予算を差し引いた残高の15%を上限とする。

技術データシートの不備または契約締結後の予測不可能な事態、もしくは工事に関する技術データシート上で予見できない要因により、請負人の責に帰さない追加サービスの実施が不可欠になる場合は、前項の規定を上回り当初契約金額の50%がその上限となる。

追加工事以外を対象とする監理業務については、当該工事の納期に変更が生じたか、または当該工事の作業進捗に変更が生じた場合であって、その変更が公的機関に承認され、かつその工事の適切な管理に不可欠な監理業務の追加を伴う場合には、当初契約と同一の条件下で、当該監理業務契約額の15%を上限とし、先行して承認されたすべての追加業務を考慮に入れて算出する。

#### (10) 権利の譲渡と契約上の地位

契約条項に別段の定めがある場合を除き、請負人は支払に係る権利を第三者に譲渡することができる。ただし、請負人の契約上の地位は譲渡できない。

#### (11) 請負人の責任

請負人は、契約で定める条件に従い、自身が預かるすべての義務を遂行する責任を負う。工事の実施に関する契約におけるその責任期間は、当該工事の全部または一部の引き渡し承認された時点から7年を下回ってはならない。物品と役務の契約では、公的機関による承認の時点から1年を下回らない一定の期間、その品質および潜在的な不備について請負人が責任を負うものとする。

工事に係る技術データシートの作成に関するコンサルティング業務契約では、誤謬（ごびゅう）、瑕疵（かし）または潜在的な不備に対する請負人の責任につき、当該工事の承認後3年を下回らない一定の期間においては、公的機関が異議を申し立てることができる。施工監理に関するコンサルティング業務契約において、その責任を問う期間については公的機関が決定する。ただし、その期間は工事の承認後7年を下回ってはならない。

#### (12) 紛争の解決

##### [行政救済措置]

- 選考手続きにおいて生じた齟齬（そご）については、ただ不服申し立てによるのみ抗弁することができる。当該申し立てを通じ、契約締結前までの手続きの過程で採択された行為に異議を唱えることができる。
- 不服申し立ての実施は、落札者の決定後か、またはその選考手続きにおける入札結果の公表後に限られる。

- 予定価格または参考価格が50UITを上回る選考手続きの場合、その不服申し立ては、国家調達裁判所（Tribunal de Contrataciones del Estado）によって審理・解決される。
- 不服申し立ての実施にあたっては、国家調達監督機関（OSCE）、またはその解決を担当する公的機関を受益者とする保証を差し入れなければならない。当該保証金額については、その選定手続きの、あるいは異議を唱えようとする項目の予定価格または参考価格の3%を上限とする。
- 不服申し立てを解決する決議をもって、行政上の措置は終了する。行政争訟の実施による抗弁は、最終行政審理機関における裁定に対し、その執行を停止することなく手続きされる。

### （13）手続きの中断

不服申し立ての表明により、当該申し立てが解決されるまでその選考手続きは中断され、それ以降に実施された行為については、対応する決議が発出されるまですべて無効となる。

### （14）無効の宣言

権限のない機関により発せられ、法規範に反し、法的な不可能性を含むか、あるいは、手続きに関する本質的な規準または適用可能な規則により定められた書式を無視する場合、国家調達裁判所は手続きされたそれらの行為を無効と宣言する。

公的機関の長は、契約締結前に限り、前項の要件と同様の理由をもって、その職権で選考手続きに関する行為の無効を宣言できる。ただし、これは不服申し立てに関する決議において無効が宣言される可能性を妨げるものではない。

契約締結後、公的機関は以下の場合において職権により無効を宣言することができる。

- 選考手続きの間、または契約締結までの間に、真実性推定の原則に対する違反が確認された場合。
- 不服申し立ての手続き中にもかかわらず契約が締結された場合。
- 随意契約を適用する前提条件の形成にあたり、規範で定められたいくつかの条件および（または）要件が満たされていない場合。
- 同意判決、確定判決、あるいは国内または外国の管轄当局による請負人の捜査によって、選定手続きの間または契約締結までの間に、請負人、その株主、共同出資者または関連会社、もしくはそれぞれの取締役、役員、従業員、顧問、法的責任者、または代理人が、何らかの代償、不当利益、贈物、または口銭を支払ったか、または受け取ったか、または提案したか、あるいは将来的にそれらを支払い、または受け取り、または提案しようとしたことが明らかにされた場合。この無効は、生じ得るいかなる刑事責任・民事責任にも影響を及ぼさない。
- 請負人、その株主、共同出資者、または関連会社、あるいはそれぞれの取締役、役員、



従業員、顧問、法的責任者、または代理人が、その契約またはその選定手続きに関連して、何らかの代償、不当利益、贈物または口銭を支払ったか、または受け取ったか、または提案したか、あるいは将来的にそれらを支払い、または受け取り、または提案しようとしたことが証明された場合。この無効は、生じ得るいかなる刑事責任・民事責任にも影響を及ぼさない。

- 物品、役務または工事の調達において、該当する事前の選定手続きを行わなかった場合。

## (15) 契約の履行に関する紛争解決の手段

### 契約フェーズにおける紛争の解決

契約の履行、解釈、解消、不存在、無効、または無効性に関し  
両当事者間に生じた紛争は、以下により解決される



契約の履行、解釈、解消、不存在、無効、または無効性に関し当事者間に生じた紛争は、調停または仲裁によって、両当事者の合意に基づき解決される。

紛争解決手続きの開始は、両当事者の契約上の義務を中断せず、妨げることもない。

両当事者は、工事の契約において、紛争解決委員会（Junta de Resolución de Disputas）に対し、参考価格に基く訴えを起すことができる。

追加サービスの実施を承認するか否かの判断を、調停、仲裁、または紛争解決委員会に委ねることはできない。追加サービスの非承認または部分的承認から生じるか、もしくはそれらに起因する不当または不法な利得、補償の支払い、またはそのほかに関する主張については、調停、仲裁、または当規準やその規定に定めるほかのいかなる紛争解決手段にも委ねることができない。これらの主張は司法により適宜審理される。特に、契約の無効、契約の解消、契約期間の延長、サービスの受領および承認、作業進捗評価または出来形測定、契約の精算に関する紛争の場合は、30営業日以内にそれぞれの紛争解決手段を開始しなければならない。

最終支払後の紛争は、物品、役務または工事の潜在的な不備、および、最終支払以降に履行する必要のある契約上の明確な義務に関するものに限られる。これらの場合、その紛争解決手段は30営業日以内に開始されなければならない。

<sup>25</sup> 出所：公共調達のABC - 国家調達監督機関（OSCE）

調停は、法務人権省により認定された調停機関で実施される。公的機関の長は、調停の最中、または調停合意の提案前に、技術的・法的な内部支援の下、仲裁手続きに必要な時間とリソースの価値、仲裁への移行による勝訴の可能性、および、その仲裁において可及的速やかに紛争を解決することを考慮に入れ、当該紛争の継続に関する費用対効果の分析を行う。

仲裁判断は、その通知の時点から、両当事者にとって最終的で確定的なものとして拘束力を持つ。仲裁判断に対しては、裁定取消の申し立てのみが可能であり、規則に定める料率に従い、その申し立て手続きの全期間において更新可能かつ6カ月以上有効な、公的機関を受益者とし無条件かつ自動的に行使される銀行保証の提出が求められる。

## 9. 国家納入業者登録簿（RNP）

行政独自の公式情報システムであり、国家が実施する調達への参加に関心のある納入業者の一般情報および関連情報の登録、ならびにその登録期間中における内容の随時更新を目的とするもので、さらに、国家と契約する納入業者の履行能力を検証するツールとして機能させる意図がある。国家納入業者登録簿（RNP）への登録に有効期限はない。国家事業の参加者、入札者、請負人および（または）下請業者になるためには、国家納入業者登録簿（RNP）に登録されていることが条件となる。

- 外国企業は、国家の調達に関し、ペルーの企業が当該外国企業の本国で受けるものと同等の扱いを受ける。
- RNPは次の登録を取り扱う。
  - i) 物品の納入業者
  - ii) 役務の納入業者
  - iii) 工事に係るコンサルティング業者
  - iv) 施工業者
- 非居住外国法人（本店）および国内居住法人（支店）の資本金とは、本国で要求される正規の手続きに従い管轄当局に登録された引受済および払込済の株式資本、またはそれらと同等のものを意味する。
- 国家納入業者登録簿（RNP）に登録された情報は、税務、銀行、取引に関する登録者の機密情報を除き、一般に公開される。

## 10. ペルー国内に法的責任者または代理人を有す非居住外国法人を対象とした、物品および役務に関する納入業者の登録

[基本要件]

- 国家登記監督庁（Registros Públicos）、または本国の管轄当局に登録された公正証書の写し、あるいは本国の登記機構、管轄機関または管轄当局により発行された、

企業目的、目標および/または活動がその物品および（または）役務の供給に適合していることを証明する公式文書の写し。

- 登録料63ソルの支払い。

## 1 1. 外国法人を対象とした、施工業者および工事に係るコンサルティング業者の登録

### [基本要件]

- 本国の登録機構、管轄機関または管轄当局により発行され、本店の法人格に関する公文書のかたちで宣言・更新された情報を証明する公式文書の写し、そうでなければ、国家登記監督庁（Registros Públicos）と同様の機関または本国の管轄当局への登記が記載されている公正証書の写し。これらの文書に株式の保有割合および（または）共同出資者の参画日が記されていない場合は、株式登録簿（Libro de matrícula de acciones）と同様の文書の写しおよび、法定帳簿類開帳の公的証明が記載されている頁の写し、または公正証書の写し、または前述の情報が示されたその会社の株主総会議事録の写しを適宜提出する。ただし、本国がこれらの文書を発行していない場合は、例外としてこれらの証明を行う権限を有す行政機関により発行された文書の写しを提出することができる。
- 株式が証券取引所に上場されている場合は、共同出資者、その参画日、株式の保有割合の証明にあたり、関係機関（証券取引所）が発行する証明書の写し、またはそれらについて宣言を行う権限を有す行政機関により署名された文書を提出すること。
- 登録を申請しようとする会社の直近会計年度における監査済みの個別財務諸表の写し、そうでなければ、その会社単独の財務情報が証明できる監査済みの連結財務諸表の写し。いずれの場合も、少なくとも独立監査人による監査報告書の写し、および貸借対照表、損益計算書、個別注記表の写しが含まれていなければならない。
- 支払能力に関する要件を満たしていない場合は、負債比率および（または）流動比率について、本店の管理機構により正式に署名された、負債勘定に対する翌会計年度中の月次償還スケジュールを提出しなければならない。
- その会計年度における損失または累積損失による債務超過の場合、納入業者は、国家納入業者登録簿の定める支払能力測定パラメータの充足にあたり、資本と純資産により財務上のバランスが復元されたことを証明するため、本社の管理機構によって正式に署名された財務諸表（少なくとも貸借対照表、損益計算書、個別注記表）の写しを提出しなければならない。
- 施工業者は、外国および（または）ペルーにおいて、国家調達法の枠組みとは別に、外国および（または）ペルーで完工した工事の施工経歴につき、下記により証明できるものとする。

- 外国において完工した工事の場合
  - 工事請負契約書の写し
  - 請負人またはコンソーシアムの名称、コンソーシアム各構成員の構成比率、契約対象および契約金額、当該工事における実施作業の内容、契約締結日、契約金額（コンソーシアム全体）、工期、工事完了日、工事引渡日、工事金額合計（請負部分のみ）が記載され、発注者により発行された文書の写し。
- ペルーにおいて国家調達法の枠外で完工した工事の場合
  - 工事請負契約書の写し
  - 請負人またはコンソーシアムの名称、コンソーシアム各構成員の名称および納税者登録番号（RUC）とそれぞれの構成比率（および、場合によっては各構成員の責務）、施工場所、当該工事における実施作業の内容、契約締結日、契約金額、工期、工事完了日、工事引渡日、工事金額合計（請負部分のみ）が記載され、発注者により発行された文書の写し。
  - 工事の性質により、該当する場合には、請負人の所轄官庁または技術団体が発行した、当該工事に関する適合証明書の写し。
  - 発行された請求書または売上証憑の写し。
- 施工業者の場合、登録料605ソルの支払い。
- 工事に係るコンサルティング業者は、次の業務経歴を証明できるものとする。
  - 外国において完了した業務の場合
    - コンサルティング業務委託契約書の写し。
    - 請負人またはコンソーシアムの名称、コンソーシアム各構成員の構成比率、契約対象および契約金額、実施業務の内容、契約締結日、契約金額、工期が記載され、発注者により発行された文書の写し。
  - ペルーにおいて国家調達法の枠外で完了した、工事に係るコンサルティング業務の場合
    - コンサルティング業務委託契約書の写し。
    - 請負人またはコンソーシアムの名称、コンソーシアム各構成員の名称および納税者登録番号（RUC）とそれぞれの構成比率（および、場合によっては各構成員の責務）、設計または施工監理業務の履行場所、技術データシートに定める業務予算（施工監理業務の場合は実施された工事の総額も追記）が記載され、発注者により発行された文書の写し。
    - コンサルティング業務の性質により、該当する場合には、請負人の所轄官庁または技術団体が発行した、当該技術データシートを承認する文書の写し。
    - 当該技術データシートに定める業務予算の写し。
    - 請負人により発行された売上証憑の写し。
- 工事に係るコンサルティング業者の場合、登録料670ソルの支払い。

## 1 2. 国家電子調達システム

国家電子調達システム（SEACE）とは、国家の調達に関する情報の交換および発信、ならびに電子取引の実施を可能にする電子システムであり、調達の経緯（契約の変更、仲裁、調停などを含む）に関するすべての文書が記録される。

国家電子調達システム（SEACE）を介して実施される行動および行為は、国家調達監督機関（OSCE）および公共購買センター（Perú Compras）により行われるものを併せ、その機能の行使において、手作業により実施される行動および行為と同等の効力と効果を有し、それらに法的効果を生じさせる。当該行為については、それらが公表された日をもって告示されたものと判断する。公的機関は、年次調達計画（Plan Anual de Contrataciones）、調達の準備手続き、選定手続き、契約の締結に関する情報、ならびに、法令およびその規定、および OSCE の発する通達の定めに従い公表が必要とされるすべての行為について、定められた期限内に登録する義務を負う。

OSCE が監督する法令の適用範囲から除外される事例に該当する調達、および OSCE の発する通達に基づき当該適用範囲に含まれないそのほかの調達については、公的機関が SEACE への登録を行う。

## 1 3. 違反と行政処分

国家調達裁判所（Tribunal de Contrataciones del Estado）は、納入業者、参加者、入札者、請負人、下請業者、および、国内居住者または施行監理者として業務を請負う個人事業者が次の違反を犯した場合、それらに対し制裁を科す。

- a) 入札を放棄すること、または不当に撤回すること。
- b) 契約締結の義務を不当に履行しないこと。
- c) 国家との契約を禁止されている者が契約すること。
- d) 公的機関の許可なくサービスを下請けすること、あるいは下請業者による国家納入業者登録簿（RNP）への有効な登録がないか、下請業者が国家との契約を禁止または停止されているかまたは失格している場合。
- e) 国内居住者または施工監理者が、フルタイムでサービスを提供する義務を果たしていない場合。
- f) 公的機関による契約の解消を惹起すること。ただし、その契約解消が調停または仲裁手続きを介して合意または確定された場合に限る。
- g) サービスの潜在的な不備を自己の負担で是正しようとしめない場合。
- h) 支払に伴いその後履行されるべき契約上の義務につき、その遂行を不当に拒否すること。
- i) 不正確な情報を提出すること。
- j) 虚偽の、または改ざんされた文書を提出すること。

- k) 国家納入業者登録簿（RNP）に有効な登録のないまま契約を締結すること、または自由契約枠を超える金額の契約を締結すること。
- l) 契約の中断、無効の勧告、国家調達監督機関（OSCE）がその職権の行使により命じた調達プロセスの無効、これらが国家電子調達システム（SEACE）において告示された後に契約を締結すること。
- m) 情報の脱落、不足または誤謬（ごびゅう）を伴うデータシートまたは投資前調査または技術データシートを作成するか、あるいは技術的、財務的、管理的に正確なサービスの履行を遵守する義務に反して施工監理を行い、公的機関に経済的な損害を与えること。
- n) 質問および（または）所見の解決通知に対し、悪意のある、または根拠のない問い合わせを行うこと。
- o) 悪意のある、または根拠のない上訴を行うこと。

## 第2章 政府間の調達

### 1. 目的

この方式の主目的は、ペルーの公的機関がある必要性を充足するために一定の手続きを通じて外国市場にアクセスし、その機関が要請するサービスの実施に同意した外国の国家と連携することである。

### 2. 内国規範への従属

公共調達に関する法令の範疇には含まれない調達に区分されるが、国家調達監督機関(OSCE)の監督下に置かれる。

#### 第5条 適用範囲から除外され、OSCEの監督対象となる事例

当該法令の適用から除外される次の事例については、国家調達監督機関(OSCE)による監督の対象となる。

- a) 契約時の現行レートで 8UIT 以下の調達案件。本項の規定は、選定手続き免除枠電子目録(Catálogo Electrónico de Acuerdo Marco)に含まれる物品および役務の調達には適用されない。
- b) 公共サービスの調達。ただし、複数の納入業者と契約する可能性がない場合に限る。
- c) 公的機関同士で締結されたパートナーシップ契約またはそれに類する性質の契約。ただし、法令により特有の機能に該当する物品、役務、または工事の供与であり、かつ営利目的でない場合に限る。
- d) 国際機関、国家、または協力機関の要請および特定の手続きに従い実施される調達で、それらが行った無償供与に由来するもの。ただし、当該無償供与が、かかる目的のために締結された協定に含まれる調達総額の少なくとも 25%に相当するか、または多国間金融機関に由来する場合に限る。
- e) ペルー国家がほかの国家との間で実施する調達。
- f) ペルーの非居住者である納入業者との間で実施される調達が、次のいずれかの条件を充足する場合。i) 当規準の調達方式による調達の実施が不可能であると裏付けされる場合、あるいは、ii) サービス金額の大部分が国外で遂行される場合。

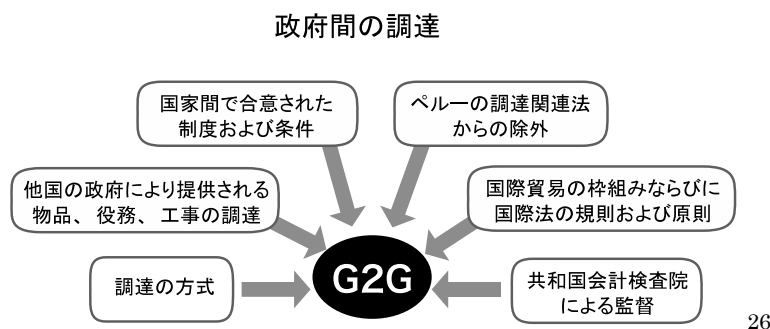
### 3. 経緯

ペルーでは従来から、主にこの種の調達は、国防または治安維持を目的とする軍備あるいは物資の購入を国外市場に依存する国防省や内務省の関連部門で利用されていた。

2014年、国家の調達に関する新法(法令第30255号)が公布され注目を集めるが、同令の規則体系では国家同士の調達に関する規制が考慮されていなかったため、その後、立法政令第1444号(2018年)による法令第30255号の改定で修正された。このようにして「**国家間調達**」は2019年1月30日に施行された現行の法規範に統合されている。

#### 4. 名称

現在、この調達方式は「**国家間調達**」と呼ばれているが、実務上、または慣例や慣習により「**政府間調達**」、「**G2G**」、「**GtoG**」、「**国外調達**」、「**オフセット調達**」等の名称でも知られている。これらはすべて、その特徴として、国外の納入業者を用いた物品、役務、または工事に関する必要性の充足にあたり、二つの国を結びつける特定の調達方式を指している。



26

#### 5. 根拠法

当初、この特定の方式は、立法政令第 1444 号（2018 年）が公布されるまで法令第 30255 号「**国家調達法**」（2014 年）には規定されていなかった。現在、この調達方式は、大統領令第 082-2019-EF 号により承認された**国家調達法**（法令第 30255 号）に係る運用細則の補足条項第 21 項において、以下のように規定されている。

##### 第 21 項 国家間契約

国家がほかの国家と締結する契約において、物品の取得、役務の調達、工事の実施、管理、開発、運営については、ほかの国家が自国の機関、官庁、公営企業、内外の民間企業を通じて実施することができる。国家間の調達は、国際法の規則および原則により、国際貿易の枠組みで規制される。

国家間の調達は、その調達の目的が国益であることを宣言し、該当部門の長が副署した大統領令によって認可される必要があり、かつ以下の要件を満たさなければならない。

- (i) ペルー国家の要請事項を充足しうる相手国の特定に至る市場調査。
- (ii) 関心を示す相手国が提示する条件を比較し、他国と契約することによるペルー国家の有利性を明確にする技術・経済報告書。
- (iii) その調達に必要な予算が確保されていることを示す、予算局またはそれに代わる該当部門の部署の報告書。ただし、資金借入の取り決めが必要となる場合を除く（その場合は当該借入が各年度の年次借入・債務管理計画に計上されていることが条件となる）。
- (iv) 実行可能性に関する宣言および（または）国家多年次計画・投資管理制度（**Sistema Nacional de Programación Multianual y Gestión de Inversiones**）の枠組みにおける承認（該当する場合）。

<sup>26</sup> 出所：経済財政省多年次投資計画総局



契約または協定は、i) 合意の対象に関する知識移転計画、ii) 国家遺産に関する計画、iii) 対象がプロジェクト管理業務を含む場合はプロジェクトマネジメントオフィス（PMO）設置に関する取り決め、iv) 他方の当事者による契約や協定の履行に関する関係書類の提出義務、などの条項を含むことができる。この情報については、国家調達監督機関（OSCE）および、国家統制管理制度（Sistema Nacional de Control）を構成する機関がそれを要請した場合、報告しなければならない。

調達の対象が物品購入の場合、その引き渡しは、第一次関税地域または両政府が合意した場所で行うことができる。調達の対象が役務の場合、その引き渡しは両契約当事者が合意した場所で行われる。

## 6. 特徴

- a) 公共調達に関する一般的な制度は適用されないが、監督を受ける特別な調達方式。
- b) その契約関係は国際貿易に特有なもの（国際法による）であり、行政上の契約（行政法による）と同一ではない。
- c) より一層大きな市場（国際市場）に国家がアクセスできる機会を提供する。
- d) サービスを実施する機関および（または）企業の保証人は外国の国家となる。この調達は必ずしも外国の国家により実行されるものではないが、当該外国国家は、サービスを実施するその国の機関、機構、または企業に対し連帯責任を負う。

両当事者の利点	
<b>発注者</b>	<b>請負業者</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験とノウハウの活用</li> <li>・ 契約不履行リスクの低減</li> <li>・ 世界的な納入業者へのアクセス</li> <li>・ 経験豊富な専門家の参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収益への貢献</li> <li>・ 国際的なプレゼンス</li> <li>・ 新市場の開拓</li> <li>・ 長期的な国際提携</li> </ul>

27

## 7. 国家間調達の要素

当該調達の対象については、国家調達の一般規準における物品、役務、工事の各項目とみなされ、新たな特別規制はそれらに影響を及ぼす。さらには、管理、開発、運営もまた調達の対象になり得ることを明らかにした上で、特に何も明記することなく特定の活動、プロジェクトまたは計画を指すことができる。したがって、知識、経験、特定の技術の使用に関する技能、類似する状況での実績、管理上の知見などが実質的な違いをもたらす側面となり、外国の国家がその強みを発揮することで、ペルーの不安定な国家制度が持つ弱点を克服することができる。

<sup>27</sup> 出所：経済財政省多年次投資計画総局

規範上特有の調整はあるものの、この種の調達为例としては、リマ 2019 パンアメリカン競技大会およびパラパンアメリカン競技大会の準備と開催にあたり、イギリスとペルー国家の間で実現されたものが挙げられる。この大会では、スポーツイベントの主催国側による計画・運営に必要な一連の側面の把握およびその開発にあたり、英国企業ならびに同企業スタッフの支援によるところが大きい。

## 8. 契約当事者

### (i) ペルー国家

ペルー国家は、あらゆる公的機関を通じて、この種の契約の当事者になることができる。在外ペルー外交および（または）通商代表部は、たとえ契約の当事者ではなくとも、国家の一部として国外市場の開拓および情報提供の役割を担う。

### (ii) 外国の国家

外国の国家については、実施したい案件に関して、またその手法や完全性において十分な能力を有す者を必ず特定しなければならない。

形式的には、契約当事者としてその外国国家を代表する者が必ず決定されなければならない。そのためには、契約で指定された代表者が誰なのか確認し、当該外国国家を代表する機関を個別に特定する必要があり、当該外国国家が契約の調印者である旨がその契約において明確に定義されていなければならない。

## 9. 正式な手続き

国家間の調達プロセスは、ペルー共和国大統領が署名し、該当部門の責任者が副署した、調達の対象が国益であることを宣言する大統領令の公布をもって開始される。この方式で進められる調達を決定できるのは行政府に限られる。

この正式な所作は、当該プロセスを発動させ、それを基に調達を調整し進行させるための基本的な要素であり、以下の項目が必ず含まれていなければならない。

- (i) ペルー国家の要求事項を充足しうる国を特定するための市場調査
- (ii) 関心を示す国から提案された条件を比較し、他国との調達によるペルー国家の有利性を明確にするテクニカルファイナンシャルレポート
- (iii) その調達に必要な資金が確保されていることを示す、該当部門の予算局による報告書
- (iv) 国家多年次計画・投資管理制度（Sistema Nacional de Programación Multianualy Gestión de Inversiones）の枠組みにおける実行可能性および（または）承認の宣言

さらに、これらの契約については以下の条項を含む場合がある。

- (i) 取引の対象に関する知識移転計画
- (ii) 国家のレガシープラン

- (iii) 対象にプロジェクト管理が含まれる場合は、プロジェクトマネジメントオフィス (PMO) の設置に関する誓約
- (iv) 他国の当事者による、契約または協定の履行に関する文書の発送義務

サービスの遂行、すなわち契約の履行については、調達の対象が物品の取得である場合、その引き渡しは主たる地域、または契約当事者同士が合意した場所で実施できると規定されている。調達の対象が役務である場合は、両契約当事者が合意した場所で実施される。

## 10. 事例

### (1) 災害復興総合計画 (Reconstrucción con Cambios) の枠組みにおける国家間の調達

ペルー政府は、立法政令 1354 号で改定された法令 30556 号の第 1 条により、緊急度の高い自然災害で損害を受けた公共インフラや住宅の再建および建設、ならびに総合的な防災措置の実施にあたり、災害リスク管理アプローチによる「災害復興総合計画」の実施を国益および公共の必要性における優先事項と宣言した。

前項の規準およびその改定は、災害復興総合計画のための特別制度を構築するものであり、そのため、国家の公共調達に関する一般規準の先行適用を排除している。災害復興総合計画には、当局 (ARCC) のみならず、ペルー政府 (官公庁)、地方政府および地方自治体に属する一連の公的機関も関与しており、これらは災害復興総合計画の枠組みにおいて定められた目的と意図を遂行しなければならない。そのためには、物品、役務、工事の調達を要請し、一連の手段や調達に関する特別な手続きを講じ、その手続きを通じて当該調達を管理するという連続したアクションを実行する必要がある。

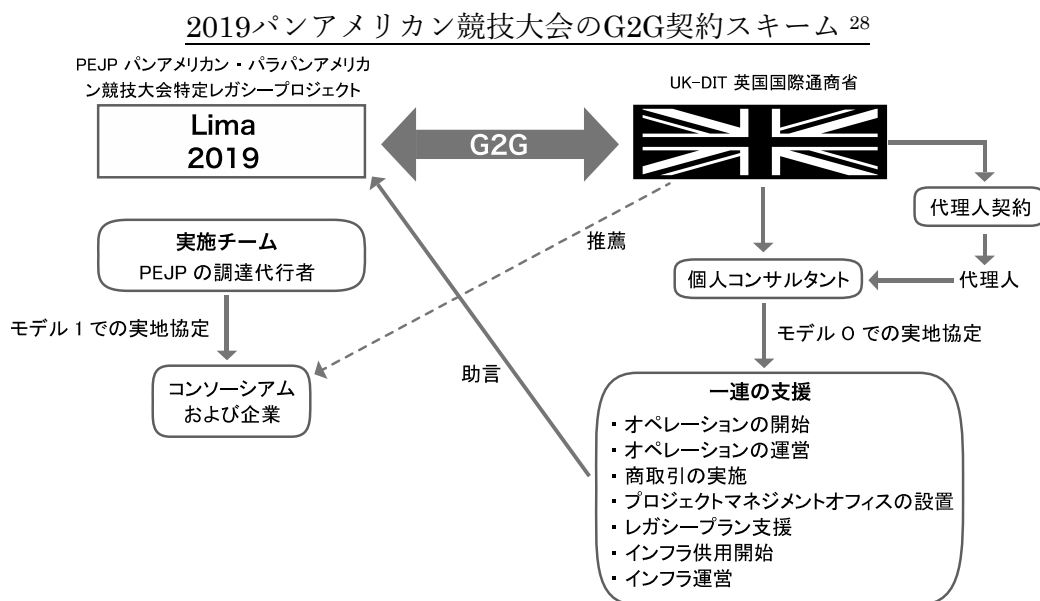
災害復興総合計画のために設けられた特別規準の枠組みでは、かかる調達に対して一連の規制手段が用いられる。外国の国家は、自国の国家機関、その従属機関、公営企業、内外の民間企業を通じ、この調達方式を実行に移すことができる。また、当該調達のプロセスは、大統領令第 071-2018-PCM により承認された災害復興総合計画のための特別公共調達手続き (Contratación Pública Especial) の条項に従うもので、次の 4 段階から成る。

- a) 関心の表明
- b) 調達の準備手続き
- c) 選考手続き
- d) 契約の締結

2020年6月、ペルー国家とイギリスは調達手続きの第3段階を終え、ペルー国内で沿海エルニーニョ現象の影響を受けた地域などにおける、70億ソル以上の投資を伴う防災および復興事業の推進に関する協定を締結した。

(2) パンアメリカン・パラパンアメリカン競技大会・チンチェーロス国際空港

2013年、リマ市は2019年度パンアメリカン競技大会の開催地に選ばれた。2017年には、この種のプロジェクト遂行におけるイギリスの実績を活用する目的で、ペルーとイギリス両国家の間でインフラプロジェクトの実施に関する協定が締結された。



この協定は、国内のほかのプロジェクトですでに用いられていた FIDIC (国際コンサルティング・エンジニア連盟) 標準約款の導入により、公共プロジェクト実施方式に多くの変化をもたらした。BIM (ビルディング・インフォメーション・モデリング)、VDC (バーチャル・デザイン・コンストラクション)、IPD (インテグレートッド・プロジェクト・デリバリー)<sup>29</sup>のような一連の管理・実行ツールが用いられるこの方式は、チンチェーロ国際空港建設事業 (ペルー国家が運輸通信省を通じ、韓国との間で締結した国家間契約。プロジェクトマネジメントオフィスを介し、クスコ州チンチェーロ国際空港の設計、建設、コミッショニング段階における技術援助サービスを提供するもの) などのプロジェクトで実行されている。

<sup>28</sup>出所:ペルーにおけるインフラプロジェクト実施に向けた政府間契約の適用に関する分析・エサン経営管理大学院/2021年9月

<sup>29</sup>出所:ペルーにおけるインフラプロジェクト実施に向けた政府間契約の適用に関する分析・エサン経営管理大学院/2021年9月

ペルーが締結したインフラプロジェクトの G2G 契約

G2G 契約	政府	合意形成の方法	目的	期間	契約金額	契約締結日	カウンターパート	工費
第 18 回パンアメリカン競技大会 2019 に関する準備および開発	イギリス	了解覚書	パンアメリカン・パラパンアメリカン競技大会の実施	リマ 2019 パンアメリカン・パラパンアメリカン競技大会計画の期間中	-	2017 年 4 月 18 日	英国国際通商省 (UK-DIT)	40 億ソル
クスコ州チンチェーロ新国際空港の空港サービスに関する投資、改良、拡張プロジェクトの実施	韓国	契約書	クスコ州チンチェーロ国際空港に関するプロジェクトの実施	契約締結後 8 日目から 60 か月間	3000 万米ドル	2019 年 10 月 24 日	大韓貿易投資振興公社・韓国空港公社コンソーシアム	24 億 3200 万ソル

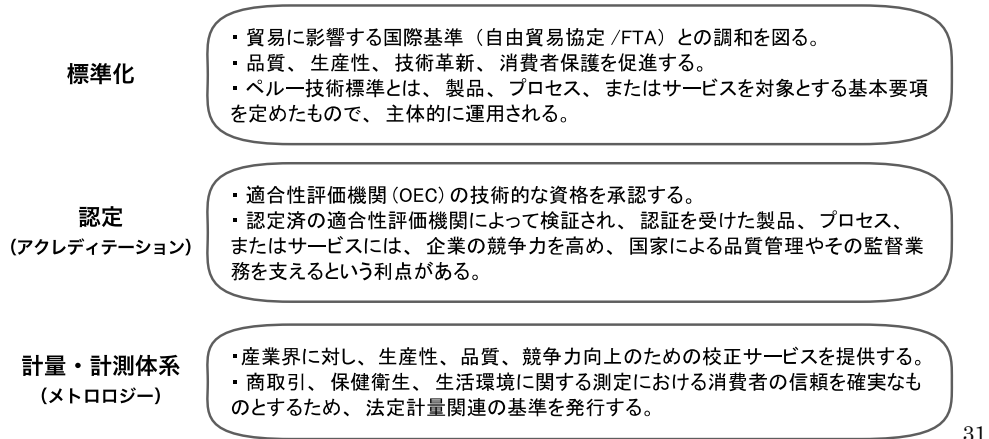
30

<sup>30</sup> 出所：ペルーにおけるインフラプロジェクト実施に向けた政府間契約の適用に関する分析 - エサン経営管理大学院/ 2021 年 9 月

### 第3章 国家品質機構

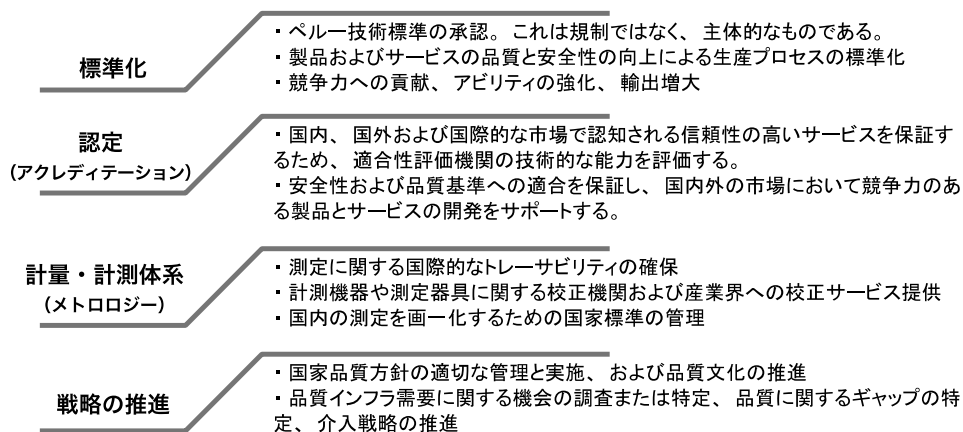
#### 1. 国家品質機構（INACAL: Instituto Nacional de Calidad）とは？

法令第30224号により設立された、生産省管轄の公的機関。その主な機能は品質向上のための活動の主導と実施であり、公共機関、民間の組織、学術機関に対し次のような品質インフラ（IC）サービスを提供している。



31

#### 2. 国家品質機構を支える四つの柱



32

法令第30224号第10条によると、INACAL（国家品質機構）とは「標準化、認定（アクレディテーション）、計量・計測体系（メトロロジー）」を管掌する機関であり、その権限の行使については「世界貿易機関（WTO）の“貿易の技術的障害に関する協定”、および同テーマに関する国際協定の枠組みにおける規定に従う」とされている。

<sup>31</sup> 出所：国家品質機構 – ペルーにおけるアクレディテーション

<sup>32</sup> 出所：国家品質機構 – ペルーにおけるアクレディテーション

ペルー技術標準（NTP）の承認手続きは、法令第30224号第20条において次のように記されている。

- 技術標準化委員会（CTN）は、次の文書階層に基づき、ペルー技術標準の草案を作成する。国際技術標準、地域または小地域の技術標準、国家技術標準、団体技術標準、またこれらが無い場合にはほかのあらゆる技術分野の文書。
- ペルー技術標準の草案は、内外市民社会からの意見を聴取するための意見公募に付される。
- 意見公募プロセスの結果ならびに、国家品質システム（Sistema Nacional de Calidad）および標準化を統べる原則に基づき、該当する国際規格および勧告に準拠して、ペルー技術標準の草案は標準化常設委員会により承認または却下される。

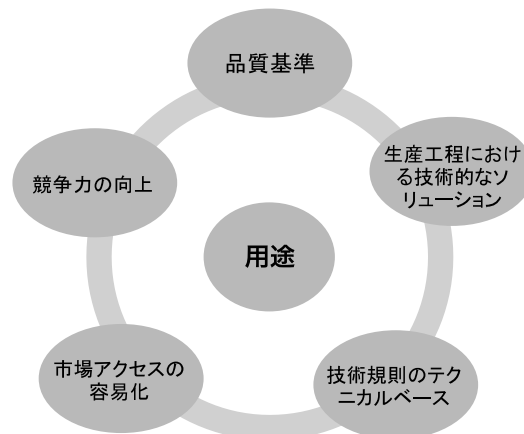
### 3. 技術標準とその用途

・技術標準とは、ステークホルダー間の合意により承認された、技術仕様を含む技術文書のことである。  
 ・ステークホルダーの必要性に応える目的から、国際的な基準をベースとし、主体的な性格を有す。

**ステークホルダー**



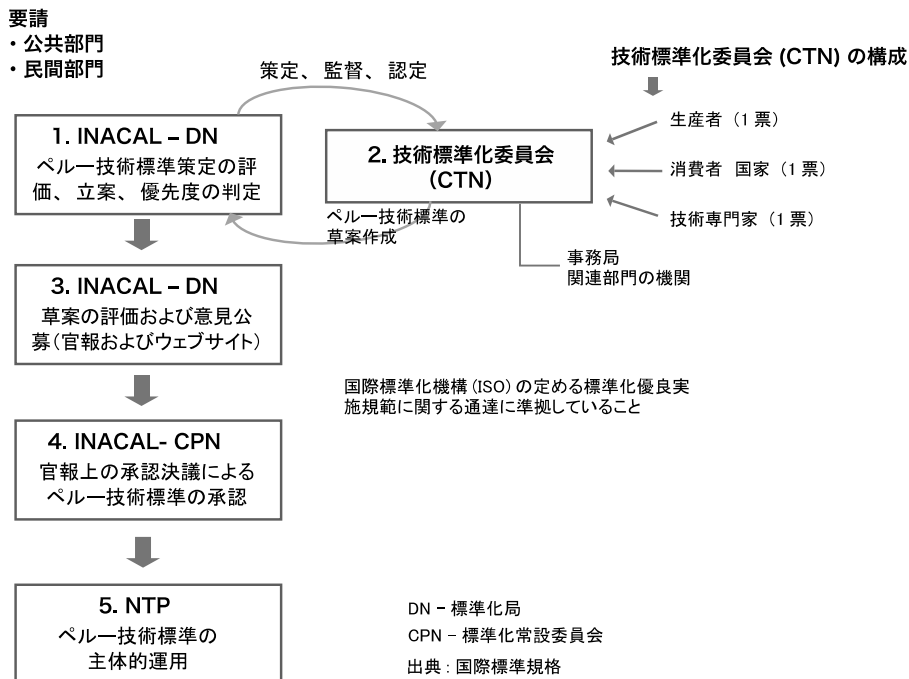
**技術標準化委員会（CTN）**



33

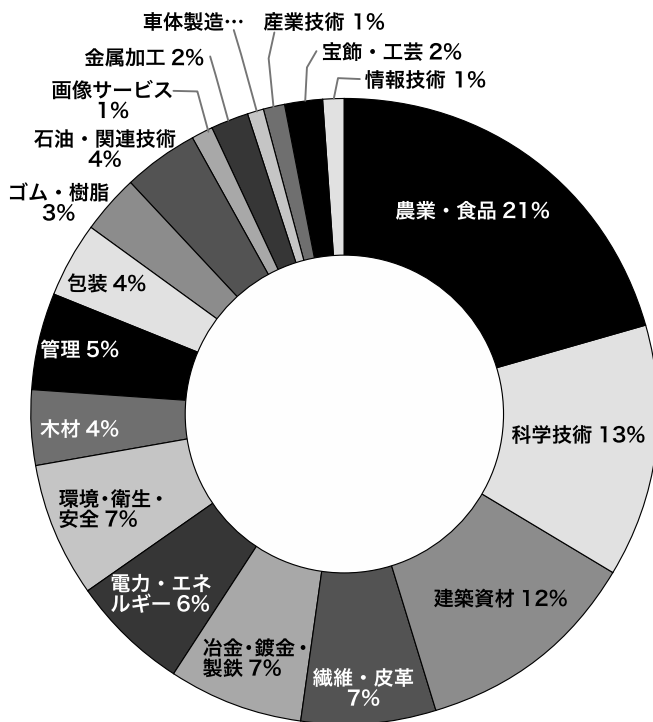
<sup>33</sup> 出所：国家品質機構－ペルーにおける技術の標準化

#### 4. 技術標準ができるまで



34

ペルー技術標準の部門別分布 (2015年)



ペルー技術標準の概算ストック (2015年) 部門別分布  
(出典：国家品質機構標準化局)

35

34 出所：国家品質機構 - ペルーにおける技術の標準化

35 出所：国家品質機構 - ペルーにおける技術の標準化



認定（アクレディテーション）に関しては、INACALの認定局がその方針と手続きを管理する国家管轄の機関であり、技術的・機能的な国家レベルでの自治権を有している。その主たる機能は、国際的に認知された規格やガイドラインへの適合を証明するための審査を受け、適合性評価機関（OEC）が取得する技術的な適合性を正式に承認することである。

適合性評価機関（OEC）とは、製品、プロセス、サービス、システムのための規格または技術規定に明記された要求事項の適合性につき、直接または間接的に判断する組織である。OECとは、試験施設（試験、校正、臨床検査）であり、認証機関（製品認証、マネジメントシステム認証、要員認証）であり、検査機関である。

法令第30224号に基づき設立された国家品質システムおよび国家品質機構の各機能のうち、認定局（Dirección de Acreditación）が有す国家レベルの機能は次の通り。

- 有効性と信頼性を判断し、利用者のニーズに応じた認定制度の運営を行うこと。
- 認定制度を利用する行政機構やほかの組織と連携し、求められたサービスがそのニーズに対応している旨を明確にすること。組織上、認定局はその判断の公平性の確保にあたり次の委員会を有す。
  - 認定常設委員会（CPA）  
認定のプロセスを解決し、適合性評価機関（OEC）による認証を承認または却下する。
  - ステークホルダー委員会  
公平性の確保において、関係当事者の協調を確実なものとする。
  - アドホック・アピール委員会（複数開設可）  
適合性評価機関（OEC）から提出された、認定常設委員会（CPA）の最終決定に従わない旨の不服申し立てを解決する。
  - 技術委員会（複数開設可）  
認定に関する技術文書の作成または見直しの必要に応じて設置される。

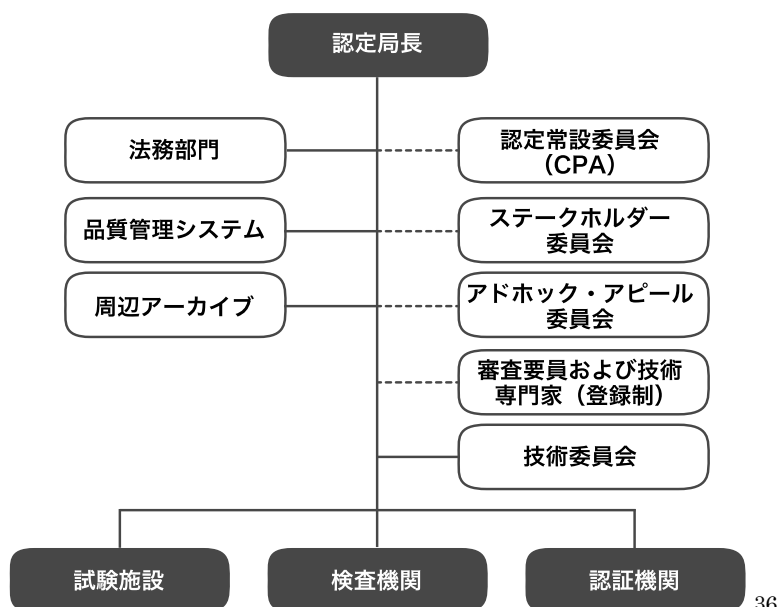
## 5. 認定を受ける機関およびサービス

INACALの認定局は、ペルー技術標準（NTP）として採用されているそれぞれの国際技術規格（ISO/IEC）に準拠し、次の適合性評価機関（OEC）を認定する。

- 試験所（NTP-ISO/IEC 17025）
- 校正機関（NTP-ISO/IEC 17025）
- 臨床検査室（NTP/ISO 15189）
- 製品認証機関（NTP-ISO/IEC 17065）
- マネジメントシステム認証機関（NTP-ISO/IEC 17021- 1）
- 要員認証機関（NTP-ISO/IEC 17024）

- 検査機関 (NTP-ISO/IEC 17020)

認定局は、農業、畜産、食品、衛生、環境、鉱業・冶金、漁業、エネルギー（炭化水素、天然ガスなど）、建設、石油化学、機械設備、繊維、製造、金属加工などの分野における認定を取り扱う。ほかの分野の認定申請については、その分野における内外の審査要員および技術専門家の認定局への参加が条件となる。



## 6. 認定の利点

国家品質機構（INACAL）により付与される認定は、試験、分析、検査、認証に関する活動を行う権限がその試験施設または機関にある旨を承認し、標準化された規格の使用によって、適合性評価機関（試験所、校正機関、臨床検査室、および、検査機関、認証機関）の技術的な能力を保証するものである。

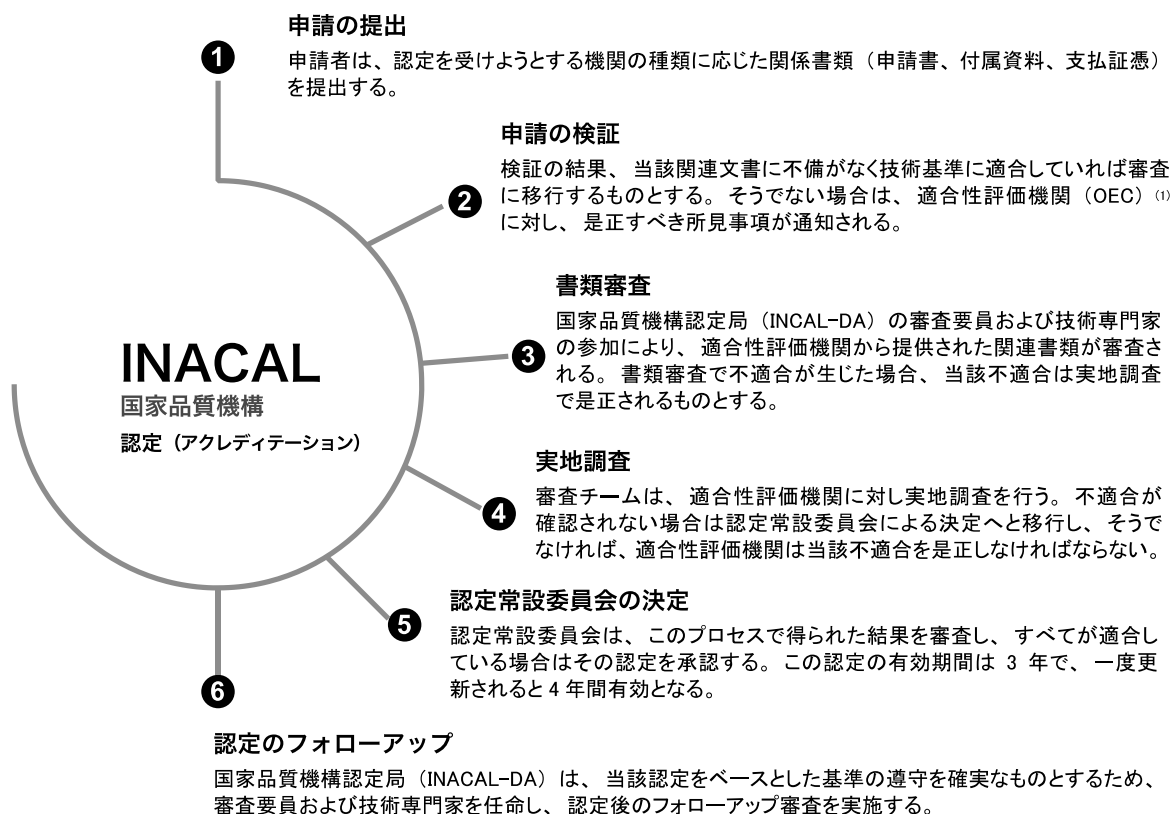
技術的な能力の判定と維持に向け特別に導入された基準や手続きが用いられているこの認定は、認定済の試験施設や検査機関により発出される結果の真実性と信頼性を確固たるものにしていく。

INACALによる認定は国際的な効力を有するため、国外でその結果を速やかに取り入れることができる。また、世界的に認知された認定試験施設における再試験の実施が可能で、生産者や輸出業者のコスト削減につながる。さらには、国際的な認知度の高さからマーケティングツールにもなり得る。

<sup>36</sup> 出所：国家品質機構認定局

## 7. 認定（アクレディテーション）のプロセス

認定のプロセスは以下のとおりである。



(1) OEC（適合性評価機関 - 適合性の評価に関する活動を行い、認定を受けることができる機関）

<sup>37</sup> 出所：国家品質機構認定局